

東海市 文化創造プラン Ⅱ

芸術文化を愛し、
心輝く市民が育つまち

令和6年(2024年)3月
東海市



はじめに



東海市では、まちづくりの基本理念である「市民との協働・共創によるまちづくり」の考え方を大切にするとともに、「東海市らしさの創造と市民の夢の実現」を目指しながら、一人ひとりのライフスタイルや価値観を尊重し、だれもが安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進しております。

そのような中、本市では、平成25年度（2013年度）に「東海市文化創造プラン」を策定するとともに、平成27年（2015年）10月に東海市芸術劇場を開館し、「ひとづくり・にぎわいづくり・生きがいくくり」という施設理念のもと、文化創造の中心施設として文化芸術振興の重要な役割を担ってまいりました。

「東海市文化創造プラン」の策定から10年が経過し、本市を取り巻く環境やまちの様子、文化芸術活動を含めた生活スタイルの多様化など、社会情勢や市民ニーズも大きく変化しております。それらの変化に対応しながら、次の10年に向けてこれまでの成果や取り組み、課題を整理し、本市の新たな文化振興の指針とするため、この度「東海市文化創造プランⅡ」を策定いたしました。

今回新たに策定した「東海市文化創造プランⅡ」では、継続した取り組みが文化芸術振興に必要であることから、基本理念を引き続き「文化芸術を愛し、心輝く市民が育つまち」とし、これまで続けてきた「ひとづくり」を中心とした文化芸術振興への取り組みを継続して行い、市民が心豊かに生活し、にぎわいあふれるまちづくりを目指していきたいと考えております。

最後に、この計画の策定に当たり、文化創造プランⅡ策定委員会をはじめ、貴重なご意見やご提案、ご協力を頂いたすべての方々に心から感謝申し上げますとともに、本プランの推進に市民の皆様のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和6年3月

東海市長 花田勝重

目 次

第1章 プランⅡの策定にあたって.....	1
第2章 東海市の文化芸術振興の現状と課題.....	6
第3章 基本的な考え方.....	20
第4章 施策の展開.....	26
第5章 芸術劇場施設運営計画.....	30
第6章 施設間の連携と各施設の方向性.....	51
第7章 プランの推進.....	55
資料編	

第1章 プランⅡの策定にあたって

1 プランⅡ策定の目的

本市では、平成25年度（2013年度）に、文化芸術の持つ力を活かして、「住んで良かった、住み続けたい」まちづくりを進めることを目標に、「東海市文化創造プラン」を策定し、これまで、平成27年（2015年）10月に開館した芸術劇場を中心とした様々な文化芸術振興に向けた施策を行い、一定の成果をあげてきました。

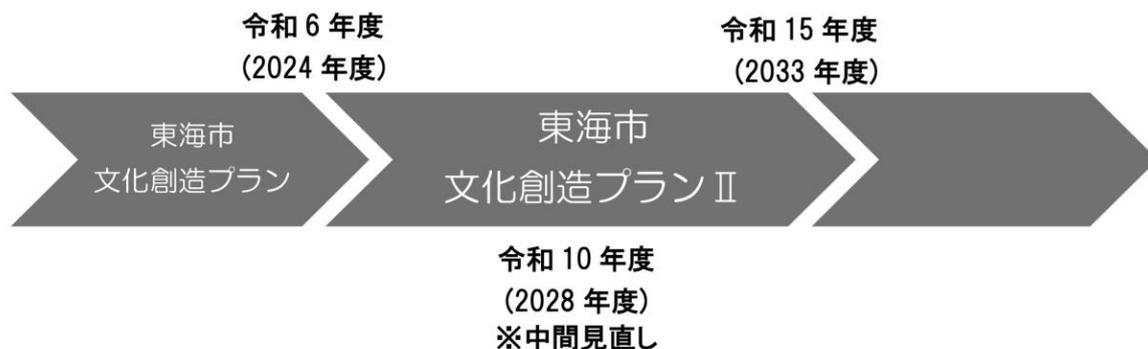
また、このたび、本市を取り巻く社会的背景の変化などをふまえ、「第7次東海市総合計画」（計画期間：2024年度～2033年度）の策定、上位計画である「とうかい教育夢プランⅢ」（計画期間：2024年度～2033年度）の改定にあわせ、「東海市文化創造プラン」の理念や目標達成に向け、文化芸術の振興、そして、文化芸術を活かしたまちづくり、人づくりをこれまで以上に進めていくため、「東海市文化創造プランⅡ」（以下、「本プラン」という。）を策定しました。

なお、「東海市文化創造プランⅡ」の基本的な考えとしては、文化芸術振興には相当な時間と継続した施策が必要となることから、これまでの「東海市文化創造プラン」の基本的な理念や目標は継承し、今後の10年間に向け時代に合わせた内容へ見直し及び修正することとします。

2 計画の期間

本プランは、第7次東海市総合計画の進捗に合わせ、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。

計画の中間年にあたる令和10年度（2028年度）には、計画の進捗状況を把握し、社会的背景や市の現状や課題について再整理を行い、見直しを検討します。



3 プランの位置付け

(1) 市の関連計画

本プランは、「第7次東海市総合計画」及び「とうかい教育夢プランⅢ」を推進していくための個別計画の一つとして位置付けられます。

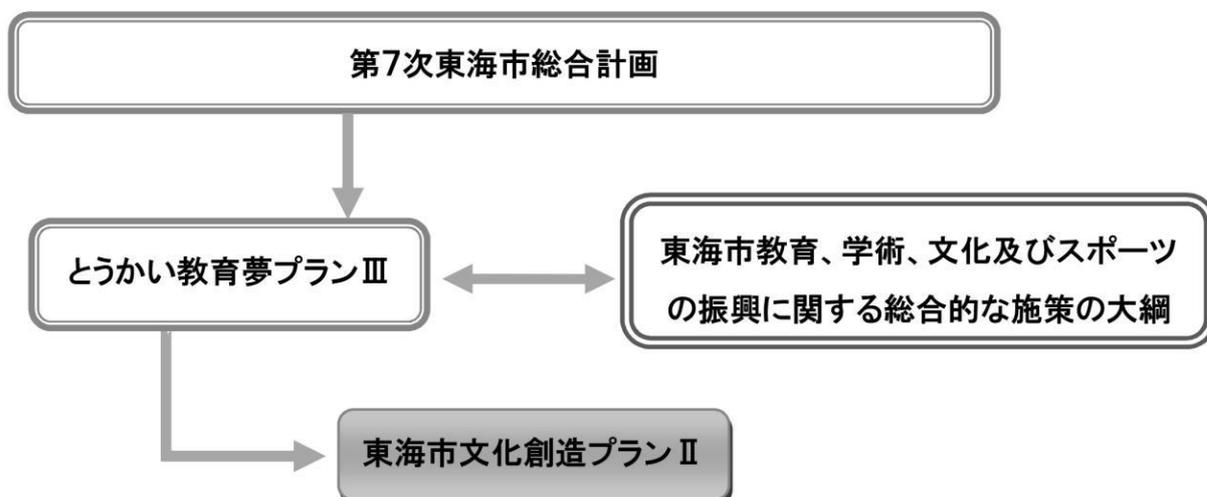
市の特性や地域文化を生かした文化創造によるまちづくりを進めるため、目標と基本的な施策の方向性を示すものです。

◆「第7次東海市総合計画」

- ・将来都市像：ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい
- ・めざすまちの姿（文化芸術関連）：
心身ともに健康で、いきいきと生活している

◆「とうかい教育夢プランⅢ」

- ・めざす未来像
めざす子どもの未来像：
夢をもち 心豊かにたくましく 生きぬいていける子
めざす市民の未来像：健康で生きがいをもち 学びを力にし 実践する人
- ・基本理念
理念1：人と人とのつながりを大切にし、豊かな心を育てる
理念2：健康な心と体を養い、たくましく生きぬく力を育てる
理念3：楽しく学び、学んだことを実践する人を育てる
理念4：生きがいと夢をもち、個性輝く人を育てる
- ・めざす夢の姿（文化芸術関連）
優れた文化芸術にふれたり、質の高い指導を受けることを通して、市民が心豊かに暮らしている



(2) 文化芸術の振興に関する法律

◆「文化芸術基本法」(平成29年(2017年)6月公布、施行)

平成13年(2011年)12月に施行された「文化芸術振興基本法」が改正により、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など文化芸術に関連する幅広い分野も含めた施策を取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとし、名称も「文化芸術基本法」に改められました。

◆「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」 (平成24年(2012年)6月公布、施行)

これまでの日本の劇場や音楽堂などといったホールを持つ文化施設は、多目的に使用されることが多く、文化芸術活動の多くは、貸館での公演が中心となっています。そこで、劇場や音楽堂としての機能を十分に発揮できていないこと、実演芸術団体の公演が大都市圏に集中し、地方での多彩な実演芸術に触れる機会が少ないことなどの日本の文化施設の課題を解決するため、劇場、音楽堂などの法的位置付けを初めて明確化した法律が「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」です。

また、この法律に基づき、劇場、音楽堂などを設置・運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者などが相互に連携協力することや環境の整備を推進し、事業の活性化に必要な事項に関する指針を作成するとされています。

《法律における「地方公共団体の役割」》

- ・自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定
- ・区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たす

◆「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」
(平成27年(2015年)5月閣議決定)

《社会を挙げての文化芸術振興》

1. 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた対応
2. 文化芸術振興の基本理念等
 - (1) 文化芸術振興の基本理念
 - ア 文化芸術活動を行う者の自主性の尊重
 - イ 文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上
 - ウ 文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備
 - エ 我が国及び世界の文化芸術の発展
 - オ 多様な文化芸術の保護及び発展
 - カ 各地域の特色ある文化芸術の発展
 - キ 世界への発信
 - ク 国民の意見の反映
 - (2) 文化芸術振興の意義
 - (3) 基本的視点
 - ア 人的資源の源泉
 - イ 公共財・社会包摂の機能・公的支援の必要性
 - ウ 国際的な文化交流の必要性
 - エ 社会への波及効果
 - オ 多様な主体による活動
 - カ 地方公共団体における文化施策の展開
 - キ 政策評価の必要性
 - (4) 成果目標と成果指標

《文化芸術振興に関する重点施策》

1. 五つの重点戦略
 - (1) 文化芸術活動に対する効果的な支援
 - (2) 文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実
 - (3) 文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用
 - (4) 国内外の文化的多様性や相互理解の促進
 - (5) 文化芸術振興のための体制の整備

《文化芸術振興に関する基本的施策》

1. 文化芸術各分野の振興
 - (1) 芸術の振興
 - (2) メディア芸術の振興
 - (3) 伝統芸能の継承及び発展
 - (4) 芸能の振興
 - (5) 生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及
 - (6) 文化財等の保存及び活用
2. 地域における文化芸術振興
3. 国際交流等の推進
4. 芸術家等の養成及び確保等
5. 国語の正しい理解
6. 日本語教育の普及及び充実
7. 著作権等の保護及び利用
8. 国民の文化芸術活動の充実
9. 文化芸術拠点の充実等
10. その他の基盤の整備等

第2章 東海市の文化芸術振興の現状と課題

プランの方向性や取り組むべき課題を明らかにするために、文化芸術に関連する本市の特性や現状を示します。

1 東海市の特徴

本市は、知多半島の西北端に位置し、東西に 8.06km、南北に 10.97km、面積は 43.43km²の比較的コンパクトな都市です。本市の周りは、西は伊勢湾に面し、北は名古屋市（港区、南区、緑区）、東は大府市、東浦町、南は知多市に接しています。名古屋市の中心部まで約 15km と近接しているうえ、名古屋南部臨海工業地帯の一角を形成しており、愛知県内でも主要な産業都市としての役割を果たしています。

(1) 沿革

本市は、江戸時代に、尾張藩二代藩主徳川光友が横須賀（現在の横須賀町及び高横須賀町の一部）に御殿を建てたことから、町方として発展しました。光友死後、御殿は取り壊されましたが、その跡地に知多半島西海岸一帯を支配する横須賀代官所が設置され、行政と商業の中心地として、繁栄を誇りました。

戦後になると、この地域の農業は高度化・近代化をとげ、洋ラン栽培やフキ栽培など、全国でも有数の地位を占める都市近郊農業地帯となりました。

昭和 30 年代には、名古屋南部臨海工業地帯として造成がはじまり、本市漁業の歴史に終わりを告げるとともに、主に鉄鋼関係の大企業による企業立地が進み、中部圏最大の鉄鋼基地となるなど工業都市として発展しました。

昭和 44 年（1969 年）には、上野・横須賀 2 町の合併により東海市が誕生し、人口急増のため、学校、保育園、公民館などの建設などを進め、市民福祉の向上を図るため、勤労センター、市民体育館、商工センターなどの建設や健康福祉拠点のしあわせ村を開設しました。

近年では、太田川駅周辺に市民交流プラザや日本福祉大学東海キャンパスの開設、芸術劇場や大型商業施設の建設など、生活に必要な諸機能が近接した「コンパクトシティ」の核となる中心市街地整備が進められました。また現在では、太田川駅西地区開発が進められるとともに、西知多産業道路大田インター（仮称）の開通も控え、ますます集約化したまちづくりが進められています。

(2) 人口動向

本市の人口は、昭和 40 年代前半は人口の年間増加率が 1 割を超え、急激に増加しましたが、後半からは増加率が下がり、昭和 50 年代中頃から後半までやや減少傾向が続きました。昭和 60 年代からは自然増が社会減を上回るようになり、その後人口の微増が続いていましたが、令和に入り微減に転じています。

2 東海市の文化芸術に関する現状

(1) 既存文化施設及び情報発信の現状

東海市の既存の主な文化施設*としては、上野公民館、平洲記念館・郷土資料館、中央図書館・横須賀図書館、芸術劇場があり、その他各地域にある15の公民館・市民館・コミュニティセンターで構成されています。各施設とも生涯学習施設としての機能が主となりますが、それぞれで文化芸術に関連する講座や取組みが展開されており、文化芸術に触れる機会や、交流の場を設けるとともに、施設に親しみを感じてもらうための展示なども行われています。また、文化協会や市民大学「平成嚶鳴館」も市民の生涯学習を支える組織として活動しています。

また、令和4年(2022年)12月で閉館した旧文化センターの跡地に、新施設「創造の杜交流館」の建設が進められており、既存の文化施設も含めた文化創造拠点ネットワーク*の中で、それぞれの役割や機能を見直し、相互に情報交換を積極的に実施しながら本市の文化芸術によるまちのにぎわいに寄与することが求められます。

<主な文化施設の概要>

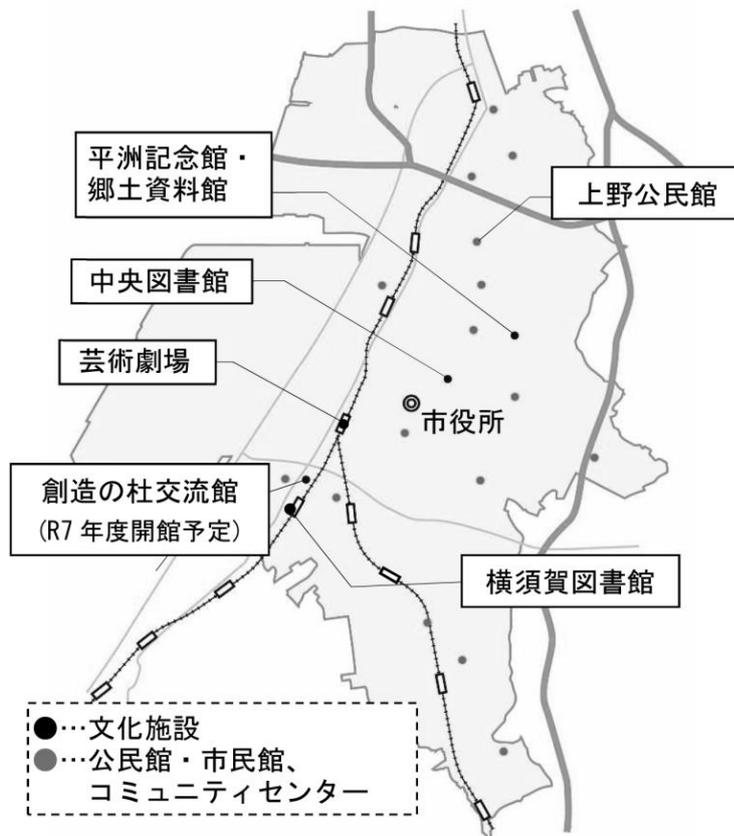
施設名	開館年	開館時間	延床面積
上野公民館	S45年(1970年)	9時～21時	1,146.23 m ²
平洲記念館・郷土資料館	S49年(1974年)	9時～16時半	925.79 m ²
中央図書館	S52年(1977年)	9時～20時	2,410.69 m ²
芸術劇場	H27年(2015年)	9時～22時	13,279.90 m ²
横須賀図書館	H31年(2019年)	9時～21時	1,813.14 m ²
創造の杜交流館	R7年(2025年)	—	約2,600.00 m ²

用語の解説

文化施設…生涯学習施設としての機能が主となるが、市民の身近な文化芸術活動にまで裾野を広げていくことを考慮し、中央図書館、公民館・市民館なども含めて整理している。

文化創造拠点ネットワーク…芸術劇場を中心とした文化創造の場や機会の充実を進め、市内の文化施設などと相互に関連付けた事業を展開していく関連性を「文化創造拠点ネットワーク」と呼ぶ。

<東海市文化施設 位置図>



① 上野公民館

上野公民館は、市の全域を対象とする公民館として、市民の文化的欲求や学習意欲に応えるため、平成 23 年度（2011 年度）から指定管理者制度を導入し、指定管理者である市民大学「平成嚶鳴館」により様々な学習の「場」と「機会」を提供しています。

<主な事業>

○指定事業、自主事業

幼児期家庭講座やシニア向け講座などを開催する。

○指定管理者による講座

音楽、語学、教養などの様々な講座を開催する。



② 平洲記念館・郷土資料館

平洲記念館・郷土資料館は、細井平洲先生の誕生地にほど近い、旧平島村の氏神である神明社境内の中にあります。同境内には、平洲没後 7 回忌に尾張藩の門人らが建てた『細井平洲先生旧里碑』の記念碑もあり、平洲先生のゆかりの地です。平洲記念館では、細井平洲先生の書画の作品や書簡等を中心に展示しており、平成 12 年（2000 年）10 月には、巨大日本地図による関係地域の紹介とパソコンやDVDで学習できる平洲ホール、講義室「嚶鳴館」を増築しました。また、併設の郷土資料館では、市内の遺跡から出土した考古資料や東海市に関わる各種の歴史資料や民俗資料を展示しています。

<主な事業>

○平洲記念館講座

講義室（嚶鳴館）において、細井平洲先生や、歴史・文化財などの講演会を開催する。



③ 中央図書館・横須賀図書館

中央図書館及び横須賀図書館は、市民が気軽に学習できる機会を提供する最も身近な施設として、市民の幅広い学習要求に応えることができるよう図書や視聴覚資料の内容の充実に努め、ネットワーク施設、配本所を整備し、利用者の利便性の向上を図っています。

<主な事業>

○お話友の会

言葉を獲得し、想像力を育むため、ボランティアの協力で、絵本や紙芝居の読み聞かせなどを行う。

○名作映画会

豊かな心を育むため、名作映画を上映する。

○各種展示会

図書館に親しみを感じてもらうため、絵画作品などの展示を行う。



④ 東海市芸術劇場

芸術劇場は、本市の文化創造拠点として、大ホール、多目的ホールはじめ、ギャラリー、練習室など各用途に適した部屋と気軽にくつろげるフリースペースを備え、利用者が文化芸術を身近に感じ、文化芸術を通じて交流ができる空間づくりを行っています。

また、施設の理念である「ひとづくり」「にぎわいづくり」「生きがいつくり」を実践するため、「公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団」及び「吉本興業株式会社」と「東海市ひとづくりパートナーシップ協定」を結び、市と両団体の双方が互いの利点を活かし、連携することで、市民に質の高い文化芸術を鑑賞する機会を提供し、さらには文化芸術活動をとおしての人づくりや地域活性化に取り組んでいます。入館者数は開館以降増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館などで一時は減少に転じたものの、現在ではコロナ前の水準に戻りつつあります。

<主な事業>

○自主文化事業（鑑賞・にぎわい）

文化芸術の普及及び振興を図るため、優れた文化芸術に触れる鑑賞事業を行うことで、劇場から市内のにぎわいを創出する公演を実施する。

○自主文化事業（ひとづくり）

市内保育園や小学校の教室、福祉施設等へのアウトリーチ事業等を通じて、市民が文化芸術との新しい出会いや体験する機会を設けるだけでなく、「東海市子どもオーケストラ」等の劇場運営団体を組織し、より高度な文化芸術の創造活動にチャレンジできる環境を形成する。

○市民スタッフ育成事業

芸術劇場が実施する事業運営に参加する市民スタッフに対し、研修を実施する。



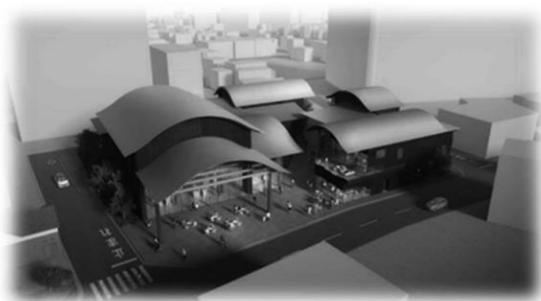
⑤ 東海市創造の杜交流館

創造の杜交流館は、旧文化センター跡地に令和7年（2025年）に建設予定の新施設であり、「横須賀文化の発信拠点」、「映像（映画）を中心とした創造活動の場」、「多世代交流の場」をコンセプトに、地域の歴史文化を学び、体感するとともに、「映像」を活用することにより、生涯学習活動や創造活動の発展と人々の交流を促進することを目的としており、学びや交流の場として、人々の日常の豊かさに寄与する施設です。

施設を整備していく中では、ZEB^{*}化を意識し、また、「木材」の活用等により環境への配慮がされており、市民の環境啓発にもつなげていきます。

＜主な機能＞

- ホール・展示機能（映像ホール、多目的ギャラリー）
- 交流促進機能（歴史文化・情報発信コーナー、カフェ、交流・イベント広場など）
- 活動支援機能（会議室、編集室、撮影・収録スタジオなど）



＜画像は、令和6年（2024年）3月時点でのイメージパース＞

用語の解説

ZEB…

[Net Zero Energy Building]の略称で、50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー（創エネ）などの導入により、エネルギー消費を更に削減した建築物。その削減量に応じて、次のとおり区分される。

【ZEB（ゼブ）】 省エネ（50%以上）+創エネ=100%以上削減

⑥ 文化芸術に関わる情報発信などの仕組み

文化芸術に関する情報発信については、市や各文化施設などの公式ホームページやSNS、印刷物により行っています。

芸術劇場では、公演ごとのチラシ作成はもちろん、SNSやメールマガジンによる配信、年2回発行の会員向け機関紙「げいげき」の作成、年間プログラムの市民へ全戸配布などを行うことで、公演に関する情報や芸術劇場の団体の活動などを発信しています。

上記のように、これまで様々な情報発信を行ってきましたが、まだまだ劇場の公演や取り組み内容などについて周知できていないことも多く、今後はいかに多くの方へ情報を届けられるかが課題となっています。

今後は、SNSをさらに活用した情報発信やネット広告などの新たな情報発信の方法を検討しながら、より多くの方に向けた発信が重要になります。

<広報媒体>

- 東海市公式HP・SNS、各文化施設HPでの情報発信
- 東海市広報「とうかい」 ○東海市生涯学習情報紙「とうかいライブラリ」
- 文化だより東海（東海市文化協会発行）
- Oメール（市民大学「平成嚶鳴館」発行）

<芸術劇場広報媒体>

- 各種公演や講座、イベントのチラシ ○会員向け機関紙「げいげき」
- SNSやメールマガジンによる配信 ○年間プログラム

(市公式SNS)



(広報とうかい)



(機関紙「げいげき」)



(年間プログラム)



(2) 文化芸術関連団体

市内には、公民館・市民館・コミュニティセンターを利用する登録団体など文化芸術に関わる活動を行う様々な団体があります。

団体には、地域の伝統文化活動を行う団体も市内に複数ありますが、中でも東海市文化協会は、昭和44年（1969年）に発足した市内の文化団体の連合体として、各分野・団体での多彩な活動や市の文化祭などの文化行事での出展・発表などに幅広く取り組んでいます。

昨今は、社会の情報化の発展による広報活動の多様化や文化芸術活動の多角化による活動方法の増加、会員の高齢化による登録団体及び会員数の減少が進んでいることが課題となっています。

令和5年（2023年）4月1日現在 64 団体、838 人が加入しています。

＜令和5年度（2023年度） 東海市文化協会加入状況＞

部	令和5年度（2023年度）		令和4年度（2022年度）	
	団体	人	団体	人
文芸部	9	108	9	113
美術部	2	57	2	57
音楽部	19	278	21	287
芸能一部	16	216	16	223
芸能二部	14	94	14	96
園芸部	1	16	1	20
茶華道部	1	31	1	33
趣味教養部	2	38	2	24
合計	64	838	66	853

文芸部……………俳句、川柳、短歌、詩
 美術部……………書道、日本画、洋画、工芸、写真
 音楽部……………コーラス、吹奏楽、バンド
 芸能一部……………詩吟、剣舞、詩舞、バレエ、箏曲、尺八、日本舞踊、謡曲、大正琴
 芸能二部……………民謡、民踊、太鼓
 園芸部……………盆栽、花卉
 茶華道部……………茶道、華道
 趣味教養部……………将棋、囲碁、演劇、切手、社交ダンス、その他

※出典：東海市文化協会規約

(3) 生涯学習支援組織

① 市民館・公民館・コミュニティセンター

市内には、市民の文化的欲求や学習意欲に応えるため、様々な学習の「場」と「機会」を提供する目的で、中央公民館の役割を持つ上野公民館を始めとして、各小学校区に設置されている地区公民館（9館）、市民館（5館）、町内公民館（2館）、コミュニティセンター（1館）があります。

それぞれの施設が連携を図りながら、市民が人生の新しい価値を創造するための契機となることを目指し、生涯学習活動を推進しています。

＜地区公民館・市民館の利用件数と人数の推移＞

年度	利用件数	利用人数
H30年度(2018年度)	21,050	332,289
R1年度(2019年度)	19,596	291,563
R2年度(2020年度)	14,117	160,445
R3年度(2021年度)	17,387	219,056
R4年度(2022年度)	20,455	248,850

② 市民大学「平成嚶鳴館」

市内には、市民の学びたいこと・興味あることに対して多くの機会を提供し、生涯学習活動を支援する組織として市民大学「平成嚶鳴館」があります。市民大学「平成嚶鳴館」は、平成6年（1994年）に前身である「東海市生涯学習大学」を経て、平成18年（2006年）に開校しました。これまで20年近く多くの市民の方々が教員としてまた学生として活発な活動を展開しています。

昨今は、講師や生徒の高齢化、物価上昇等による運営経費の増加等が課題としてあげられます。

令和4年度（2022年度）は、3,544名の学生が講座へ参加しました。

＜市民大学講座数、学生数の推移＞

年度	講座数	学生数
H30年度(2018年度)	414	4,001
R1年度(2019年度)	429	4,073
R2年度(2020年度)	293	1,786
R3年度(2021年度)	390	3,265
R4年度(2022年度)	433	3,544

3 文化芸術振興の課題

文化芸術振興の現状で述べたとおり、様々な施策を行ってきたことで文化芸術に触れる機会は以前に比べ確実に増加しています。しかし、文化芸術振興の取り組みや成果が目に見えにくく、伝わりにくいという課題があります。これまでは文化芸術に触れる機会の創出に力を入れてきましたが、今後はいかに成果や取り組みを対外的に示していくかも課題と考えます。以下に示す文化芸術振興を推進していくうえで求められる方向性を意識し、取り組んでいくことが重要になります。

(1) 文化芸術を通じて、心豊かな次代を担う人材を育成する

子どものころから文化芸術に触れ、体験の機会を持つことは、創作活動だけでなく、鑑賞活動、支える活動にも積極的な市民を育てることになるほか、文化芸術の持つ様々な力を通じて、コミュニケーション力や豊かな感性を養うことにもなります。引き続き、若い世代が文化芸術活動に関わるような機会を充実させるとともに、その文化芸術活動を積極的に支援することで、まちへの愛着や誇りを育み、将来の活力あるまちづくりを担うような人材として育てていく必要があります。

さらに、今後進められる部活動の地域移行^{*}による影響から、文化芸術と出会うことや、活動を行う機会が減少するなど、将来の文化芸術振興に影響が及ぶことがないよう、(希望する)子どもの活動が途切れたり、著しく減少することがないよう、また、さらに多くの機会が得られるよう検討が必要です。

《求められる方向性》

- 子ども向けの文化芸術に関する鑑賞・体験プログラムの充実
- 若い世代が文化芸術活動に継続的に取り組むことができる場づくり
- 教育をはじめ様々な分野と連携し、文化芸術に親しむ機会の創出
- 希望する子どもが途切れなく文化芸術活動ができる環境づくり

用語の解説

部活動の地域移行…

これまで公立の小・中学校等で教員が実質的に無償で担ってきた部活動を地域の団体などに移行すること。スポーツ庁と文化庁は、令和4年(2022年)12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいて、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)の3年間で「改革推進期間」と位置づけ、部活動改革を進めていくこととしている。

(2) 数多くの「きっかけ」を提供し、文化芸術に対する市民の関心や感性をさらに高めていく

文化芸術活動に対する市民の関心を高め、活動を行う市民をさらに増やしていくためには、文化芸術に触れる機会や活動環境を充実させ、数多くの「きっかけ」を市民に提供していくことが必要になります。

《求められる方向性》

- 広場などのオープンな場や手ごろな料金で鑑賞する機会づくり
- 市民の関心を鑑賞や創作につなげる多彩なプログラムの展開
- 地域の身近な場で文化芸術に親しむ機会づくり

(3) 多彩な文化芸術の魅力に触れる機会を充実させる

本市には、多彩な地域の歴史文化や伝統芸能などがあります。その文化資源を活用し、地域の歴史文化や伝統芸能などに触れる機会を継続して充実させていくことが重要です。

さらに、今後は、より多くの市民に多彩な文化芸術の魅力を伝えていくとともに、美術や音楽などの鑑賞や創作活動の機会を充実させていくことが必要です。その上で、市民主体の文化芸術活動の活性化を通じて、本市が文化芸術にあふれたまちとしてのイメージづくりを進めていくことも必要です。

《求められる方向性》

- 各種鑑賞事業や体験講座などの充実
- 文化芸術活動を行う個人や団体の支援
- 地域の歴史や文化に触れる機会の充実
- 地域の文化や伝統芸能などを継承する人材育成の推進

(4) 市民が文化芸術活動に関わりやすい環境を整備する

本プランでは、芸術劇場の他に、上野公民館、中央図書館・横須賀図書館、平洲記念館・郷土資料館、その他各地域にある15の公民館・市民館・コミュニティセンターを、身近に生涯学習としての文化芸術活動を行うことができる機能を備えた施設であることから、「文化施設」として整理しています。

各施設において文化芸術に関する講座、文化芸術に触れる機会や交流の場などの提供、市民による創造活動の発表の場など多様に展開されていることから、より一層連携を深め、情報の拡大や事業の活性化を図る必要があります。

また、現在、文化芸術活動を行っている市民が今後も活動を継続しやすく、これから新たに文化芸術活動を始めようとする市民や文化芸術に関わりたいと考えている市民においても、無理なく活動を展開できるような環境づくりが必要です。

《求められる方向性》

- 文化施設の機能や設備の拡充、整備
- 文化芸術関連団体の交流や連携の促進
- 生涯学習支援組織との交流や連携の促進
- 活動の成果を発表する場や機会の充実
- 市民の鑑賞や創作を支える活動の機会づくり

(5) 文化芸術に関する情報発信を強化する

文化芸術に関する情報は、鑑賞や活動をしやすくするための基盤として重要な意味を持ちます。特に、文化芸術に関する市の取り組みや事業の広報、市民の主体的な活動などを市内外に発信することは、観光やにぎわいづくり、文化的なまちとしてのイメージ向上にもつながるため、シティ・プロモーション^{*}も意識した、総合的かつ効果的な情報発信の強化が必要です。

《求められる方向性》

- イベント・事業の効果的な広報
- 文化芸術活動に関する情報提供
- インターネットやSNSなどの多様なメディアの有効活用
- 「文化的なまち」としての情報発信
- 観光を意識した文化芸術活動の情報発信

用語の解説

シティ・プロモーション…

内外に地域の魅力を発信することでイメージを高め、ヒト・モノ・カネを呼び込み、地域経済の活性化につなげる活動。地域再生や観光振興、住民協働などといった複数の目的があり、また地域住民の同地域への愛着作り、地域自体の知名度の向上、経営資源の獲得を目指す活動など、様々なとらえ方があることが特徴。

(6) その他

部活動の地域移行に伴う課題など

1 中学校における部活動改革について

これまで学校における教育活動の一環として中学校で展開されてきた「部活動」については、国から、令和2年(2020年)9月の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」及び令和4年(2022年)12月の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」などにおいて方向性が示されたことを受け、本市では、「令和7年(2025年)9月以降、休日の部活動を行わない」という目標を設定しています。

そのため、子どもたちが将来にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむことができるよう、地域で活動するための環境整備を行います。

2 本市の「地域移行」に向けた状況について

市内中学校における部活動、特に文化芸術部活動(文化部)の状況をみると、吹奏楽部は6中学校全てで活動しており、その他の部活動では学校によってばらつきがあります。しかしながら、文化部全体でみると、多くの生徒が活動している現状がわかります。

このことから、吹奏楽部をはじめとした部活動に関して、地域における活動へ移行することによって多大な影響を受けることが想定されます。

本市の地域移行に向けては、令和5年(2023年)5月に「中学校部活動の地域移行推進委員会」を立ち上げ、特に全校で活動している吹奏楽部については活動する生徒数も多く影響が大きいことから、地域での新たな活動の場づくりが検討されています。また、吹奏楽以外の活動についても、地域の中学生が参加できる活動の情報を提供するなど、可能な限りサポートするよう努める必要があります。

活動場所についても、様々な楽器を演奏する吹奏楽は、公民館のような周囲に民家などが密集している場所で音量を気にせず練習するのは生徒及び地域住民双方にとっても難しく、また、楽器運搬や生徒の移動も負担になることから、「学校」での展開を含め「子どもたちにとって最良で、いかに文化芸術活動を継続していくことができるか」という、子どもたち目線での検討が大切です。

＜令和5年度（2023年度）市内中学校部活動（文化部）参加生徒数一覧＞

種目	A 中学校	B 中学校	C 中学校	D 中学校	E 中学校	F 中学校	生徒数 合計
吹奏楽	56	28	31	55	73	59	302
合唱	-	-	-	-	-	10	10
造形	15	-	-	-	-	-	15
芸術・文化	-	19	-	-	-	-	19
美術・工芸	-	-	21	66	51	44	182
パソコン	49	-	21	-	-	45	115
情報・科学	-	78	-	-	-	-	78

3 将来的な地域における活動の方向性について

子どもたちの活動としては、中学校の部活動だけでなく、既に令和3年度（2021年度）から、教員の指導による活動を実施しないことになった小学校における「課外活動」についても、学校生活の中で展開されていたものが廃止となったことで、これまでどおりの活動ができず、地域にある個人教室などに活動の場を移したり、活動場所を見つけられず活動したくてもできなかったりする児童もいるのが現状です。

小学生については、個人で活動できる場所を見つけ活動している状況であり、家庭の状況や居住場所などにより差が出てしまうという問題があります。

そのような児童を減らすため、地域での活動の場においては、小学生を対象とすることも視野に検討が必要です。児童も一緒に活動することで、その中学校に進学予定の児童がスムーズに環境に適応することができると考えます。

また、文化芸術活動の拠点である芸術劇場として、子どもたちが活動継続に向けて選択できるよう、劇場を拠点に活動している団体の情報や地域にある活動場所の状況などを提供することにより、児童・生徒が文化芸術活動をやりたい、学びたいという気持ちに寄り添った環境をつくり、継続的なサポートを行うことが必要です。

第3章 基本的な考え方

本市の文化芸術に関する課題と求められている方向性を踏まえ、市全体の文化創造に対する基本的な考え方を整理し、本プランの基本理念と基本目標を示します。

1 基本理念

本プランの基本理念を以下のように設定します。



文化芸術は、人々の感性を刺激し、豊かな心とまちの魅力を高める力があります。地域の文化的価値を顕在化し、共有することで、地域への愛着と関心が高まり、人と人をつないだ交流が大きな力を生み出すエネルギーとなります。新しいまちづくりが進められている東海市においては、まちの魅力を一層高め、まちににぎわいを生み出すことを目的として、人々の出会いと交流を促すとともに、市民の感性を磨き、生活の潤いや、いきいきとした人生に寄与する文化芸術の振興は、大きな意義を持ちます。

このようなことから、身近な場所で多様な文化芸術にふれることができ、自主的な文化創造活動ができる環境づくりを進めることで、市民一人ひとりが、東海市で育まれる様々な文化芸術に関心を持ち、それがまちへの愛着と誇りにつながるようにしていきます。そして、市民の文化芸術活動を活発にしていくとともに、文化芸術の持つ様々な力を活かすことで、将来に向けての東海市を担う人づくり、さらには、持続的な活力を持ったまちづくりを実現していきます。

《文化芸術の振興》

- 市民の自主性と創造性を育む
- 地域の絆を形成する

- 次代を担うひとづくり
- 持続的な活力を持ったまちづくり

2 基本目標（施策体系の四つの柱）

『文化芸術を愛し、心輝く市民が育つまち』を実現するため、市民が主体的に文化芸術に取り組む将来像として四つの基本目標を掲げます。

目標1 文化芸術への関心と感性が高まる ～知る～

文化芸術に関する情報を整理し、市民が鑑賞や創作活動に関する豊富な情報を容易かつ効果的に手にすることができる環境を整えるとともに、文化芸術活動が盛んなまちとしてのイメージを形成することが重要です。

そのため、市民の文化芸術活動に関する情報の整備として、施設利用の情報などが入手しやすく、人材の募集、発表や展示を行う際に、個人や団体が情報を発信できる仕組みづくりを推進します。

また、これまで文化芸術に関心のなかった市民も振り向くような創造性豊かな企画を実施し、観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業などの様々な分野、その関係機関と連携しながら、施設内だけでなく、広場や公園など人通りの多い場所で文化芸術に関するイベントを開催することで、多くの市民が文化芸術に出会う場を創出し、文化芸術を通じた市のイメージ向上につなげていきます。

あわせて、文化施設などの施設間の横のつながりを生かした情報の収集・発信を積極的に行い、文化芸術に対する関心を高めます。

目標2 だれもが身近に文化芸術に親しんでいる ～鑑賞する～

鑑賞は、最も気軽に参加できる文化芸術活動であり、音楽を聴く、公開されている映像作品やまちなかで展示されている芸術作品を観るなどの身近なものを含めると、だれもが日常的に文化芸術に関わっていると言えます。また、本物の文化芸術に触れる体験は、人の感性や価値観に影響を与えることもあります。

今後は、積極的に文化芸術に親しみ、質の高い文化芸術に触れる機会を充実させ、市民が地域資源や文化芸術事業の価値を理解し、生かすことで、地域への愛着と誇りが高まるような取り組みを進めていきます。

特に、子どもたちに対しては、年齢に関わらず多様な文化芸術に触れる機会を提供することで興味や関心を高め、個々の活動につなげる可能性を広げていきます。

目標3 多彩な文化芸術活動を行っている ～活動する～

市民が主体的に、生き生きと文化芸術活動を行うためには、活動に関わる様々な環境が整っている必要があります。文化芸術活動が市民の生きがいを見出すことにつながるよう、充実した環境づくりが必要です。

そのため、各文化施設の機能の充実に加え、各種講座や文化芸術関連団体などについての情報提供、専門家による指導の実施など、市民の文化芸術活動に関する実態やニーズに応じて様々な受け皿や支援を展開するように努めます。

また、芸術劇場や創造の杜交流館などホールや練習室を有する施設だけでなく、市民の身近な活動場所である公民館・市民館・コミュニティセンターなどを文化創造の場と位置付け、練習から発表までの充実した活動が十分に展開できるように、各施設の特性の明確化と役割分担、機能の充実を図ります。

さらに、文化芸術関連団体（文化協会など）と生涯学習支援組織（市民大学「平成嚶鳴館」）がそれぞれの抱える課題を解決するため、組織間の連携の高まり等を図り、両組織の好循環が生まれるよう検討することで、市民が文化芸術活動に取り組んだり、生きがいづくりの場として活用できるよう連携を強化していきます。

目標4 文化芸術を支える人とまちが育つ ～育む～

文化芸術への関わり方は様々です。音楽や絵画などを鑑賞する人、創作する人に加えて、こうした活動を支えるコーディネーター^{*}や市民スタッフを始めとしたボランティアなども、文化芸術活動を支えるという意味で「文化創造の担い手」であると言えます。文化芸術に対して関心がある市民、何らかの形で地域に貢献したいと考えている市民、生涯学習を通じて知識を身に付けた市民など、多様な人材を発掘し、育成することで、文化芸術を支える市民の輪を広げていきます。

特に、子どものころの文化芸術体験は、感性や心の豊かさを育むことにもなり、次代を担う人材を育てる視点からも重要な意義を持ちます。

既存の文化芸術関連団体などにおいても、次代の人材育成に積極的に取り組むことで、団体の継続を図るとともに、市民の文化芸術活動の基盤となるような支援を進めていきます。

また、伝統的な地域文化については、継承していくための人材育成に努めるとともに、特徴的な文化資源をまちづくりに生かしていきます。

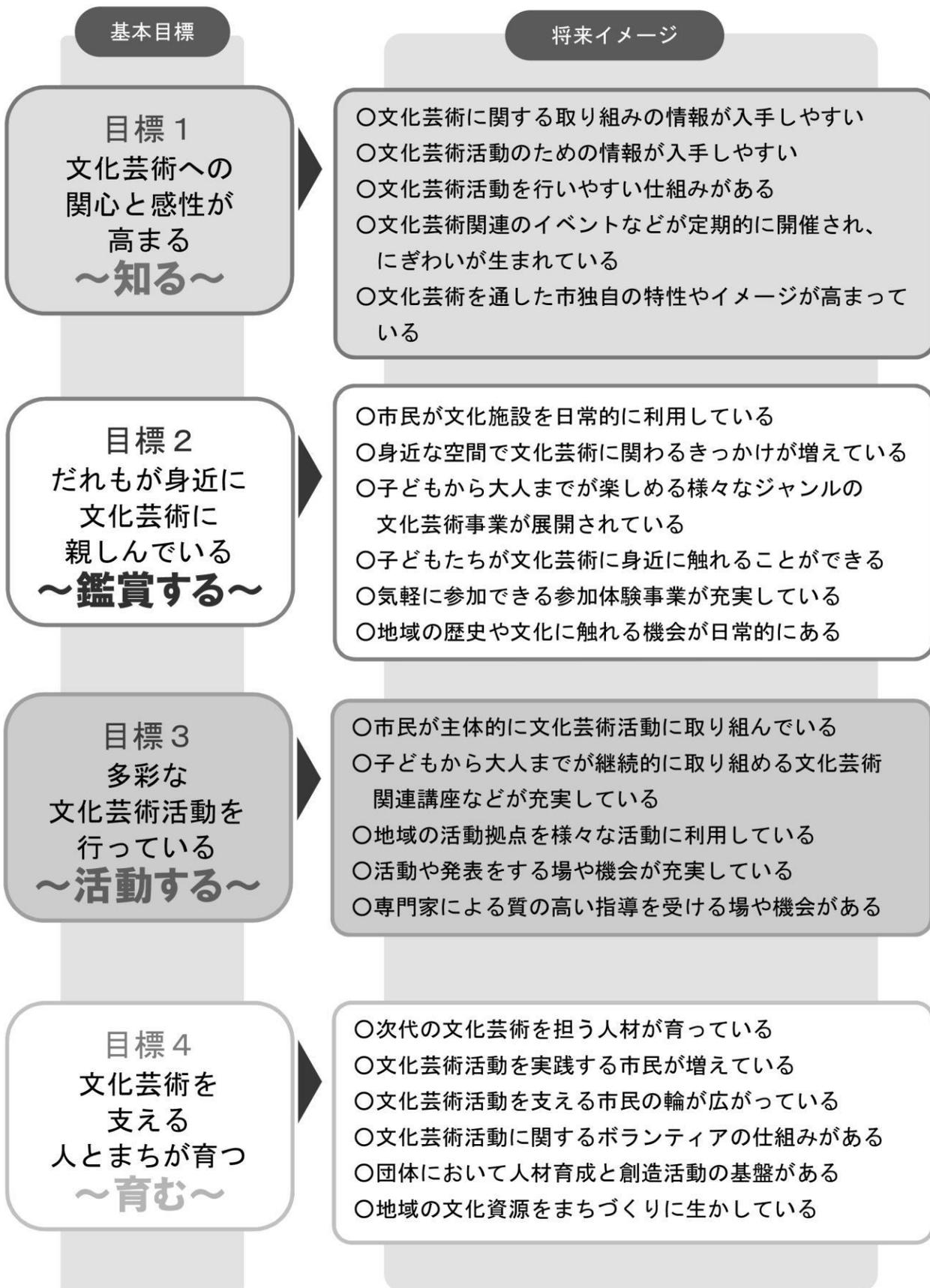
さらに、部活動の地域移行に関して、移行されることによる子どもたちや保護者への影響が最小限になるような検討が必要です。

用語の解説

コーディネーター…物事が円滑に行われるように、様々な要素の調整や進行をする人。



3 施策の体系



施策

事業例

文化芸術に関する情報の収集と提供

- ・文化芸術情報のデータベース化
- ・メディアを活用した情報発信の仕組みづくり

文化創造拠点ネットワークを生かした情報発信

- ・芸術劇場への総合インフォメーションの設置
- ・文化施設の共同広報事業

市独自の特性を生かした文化イメージの発信

- ・東海市子どものオーケストラ育成基金寄附者への情報発信
- ・地元企業メセナ活動の推進

多彩な企画による鑑賞事業の実施

- ・多彩なジャンルのコンサート
- ・絵画、写真、映像などの鑑賞事業

学校などと連携したプログラムの実施

- ・小・中学生劇場招待コンサート
- ・大学などの一般市民向けの公開講座・セミナー

郷土の偉人に関連する学習プログラムの実施

- ・平洲記念館講座
- ・嚶鳴広場事業

地域における参加体験事業の実施

- ・福祉施設などへのアウトリーチ「ふれあいコンサート」
- ・コミュニティ・ワークショップ

生涯学習講座や学習プログラムの充実

- ・市民大学「平成嚶鳴館」への支援・連携
- ・歴史講座

文化芸術活動のための環境づくり

- ・文化施設などの管理・運営事業

活動支援のための相談機能の拡充

- ・文化創造拠点ネットワークを生かした活動団体などへの支援

文化芸術関連団体の活動支援

- ・東海市文化協会活動事業への支援
- ・交流パフォーマンス

次代を担う人材の育成

- ・東海市子どものオーケストラ
- ・「おんがくさん はじめてコンサート」(保育園児対象)

市民参加事業の充実、市民スタッフの育成

- ・市民スタッフ育成事業
- ・芸術劇場「友の会」制度

市民の主体的な活動の促進

- ・文化芸術表彰制度
- ・東海秋まつり・文化祭

山車文化など地域の文化資源を生かしたまちづくり

- ・創造の社交館との連携
- ・伝統芸能の保存と継承事業

第4章 施策の展開

基本目標を実現するため、目標ごとに推進施策を定め、施策展開の方向性を示すことにより、具体的な事業実施を図ります。

1 文化芸術への関心と感性が高まる ～知る～

(1) 文化芸術に関する情報の収集と提供

○市民が文化芸術活動に関心を持つとともに、主体的に活動する環境を整えるため、文化芸術に関する情報を収集・発信・更新する仕組みを構築します。

《事業例》 文化芸術情報のデータベース化
メディアを活用した情報発信の仕組みづくり

(2) 文化創造拠点ネットワークを生かした情報発信

○市内の文化施設などの相互の連携を強化するとともに、連携による事業の推進と情報発信拡大のために、施設間のつながりを生かしたネットワークを整備します。

○文化芸術に関する市民の関心を高めるために、芸術劇場を中心として、市内外における文化芸術関連のイベントなどの情報を効果的に発信します。

《事業例》 芸術劇場への総合インフォメーションの設置
文化施設の共同広報事業

(3) 市独自の特性を生かした文化イメージの発信

○観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業などの様々な分野、その関係機関と連携して、市の特性を生かした文化芸術の企画展示やイベントの開催などにより、独自性のある文化芸術を育てるとともに、市の認知度拡大やイメージ向上を図ります。

○団体や大学、企業、近隣市町などとの連携による文化交流の促進を図ります。

《事業例》 東海市子どものオーケストラ育成基金寄附者への情報発信
地元企業メセナ活動*の推進

用語の解説

メセナ活動…社会貢献の一環として、企業が自ら文化芸術事業を実施したり、文化芸術活動を支援すること。

2 だれもが身近に文化芸術に親しんでいる ～鑑賞する～

(1) 多彩な企画による鑑賞事業の実施

- 市民の文化芸術に関する関心を高め、文化芸術に触れる機会を創出するため、優れた文化芸術鑑賞事業や市の特色を生かした企画など、市民が楽しめる様々なジャンルの鑑賞の機会を提供します。
- 文化創造拠点ネットワークを活用し、公民館などへの出前講座などを展開し、地域においても文化芸術に触れる機会を充実させます。

《事業例》 多彩なジャンルのコンサート
絵画、写真、映像などの鑑賞事業

(2) 学校等と連携したプログラムの実施

- 子どもころから文化芸術の楽しさやすばらしさを実感する機会を提供するとともに、様々な経験を通じて次代の文化芸術を担う人材を育てていくために、学校と連携した文化芸術に関するプログラムを実施します。
- 大学などの教育機関の協力により、文化芸術に関連する講座を実施します。

《事業例》 小・中学生劇場招待コンサート
大学などの一般市民向けの公開講座・セミナー

(3) 郷土の偉人に関連する学習プログラムの実施

- 地域への愛着や関心を深めるために、地域の文化的な素地をつくってきた郷土の偉人についての学習機会を充実させます。
- 地域で顕彰されてきた細井平洲の学びを通じた学習プログラムなどを展開することにより、地域の郷土に関する知識や理解を深めます。

《事業例》 平洲記念館講座
嚶鳴広場事業

(4) 地域における参加体験事業の実施

- 身近な施設で事業を実施することで、高齢や障害などの理由により芸術劇場に足を運ぶことが困難な方へ文化芸術に親しむ機会を広げるとともに、地域コミュニティにおける交流の促進につなげます。
- 文化芸術活動の裾野を広げていくため、参加体験事業を実施し、文化芸術を創造する喜びや興味につなげていきます。

《事業例》 福祉施設などへのアウトリーチ※「ふれあいコンサート」
コミュニティ・ワークショップ※

用語の解説

アウトリーチ…文化芸術に触れる機会がない人の興味と関心を高めることを目的に、アーティストや劇場、公共の文化施設などが館外で行う芸術活動。

ワークショップ…参加者が専門家の助言などを受け、共同作業やディスカッションをしながら、学びや創造、問題解決、トレーニングを行う手法。

3 多彩な文化芸術活動を行っている ～活動する～

(1) 生涯学習講座や学習プログラムの充実

○様々な世代が文化芸術に興味を持ち、活動を通じて生きがいや交流の場を持つことができるように、文化芸術関連の生涯学習講座などのプログラムの充実を図ります。

○市内の歴史に関連する講座を設けることで、地域への興味や関心を高め、地域の知識人から講師を募集するなど、地域内の交流促進や世代間の交流につなげます。

《事業例》 市民大学「平成嚶鳴館」への支援・連携
歴史講座

(2) 文化芸術活動のための環境づくり

○市民が主体的な文化芸術活動を行うことができるよう、文化施設などの設備や機能の充実・改善を図るとともに、様々な環境の整備を行います。

《事業例》 文化施設などの管理・運営事業

(3) 活動支援のための相談機能の拡充

○市内の文化芸術に関する専門的知識を持ったスタッフと活動する人々のつながりを充実するとともに、市民の文化芸術活動を円滑なものとするための支援として、多様なニーズに対応することができる相談機能を整備します。

《事業例》 文化創造拠点ネットワークを生かした活動団体などへの支援

(4) 文化芸術関連団体の活動支援

○市内で活動している文化芸術関連団体の活動を支援していくために、団体をサポートする事業を継続します。

○活動・発表の場を充実することで、団体のやりがいにつなげるほか、活動そのものを支援する補助対応なども適切に運用していきます。

《事業例》 東海市文化協会への支援
交流パフォーマンス・交流ギャラリー

4 文化芸術を支える人とまちが育つ ～育む～

(1) 次代を担う人材の育成

- 若い世代が自主的に文化芸術を楽しみ、向上心と協調性を養うことができるよう、子どもたちの文化芸術活動の場を創出します。
- 子どもたちや若い世代に多様な文化芸術の世界を伝えるために、体験や活動の機会の充実を図ります。
- 地域の文化芸術活動を支え、地域に愛着と誇りを持ったひとづくりを進めることで、将来における地域の活性化につなげます。

《事業例》 東海市子どものオーケストラ
「おんがくさんはじめてコンサート」(保育園児対象)
小学生対象「出会いの教室」、子ども芸能発表会

(2) 市民参加事業の充実、市民スタッフの育成

- 市民の視点に立ったきめ細かなサポートの充実を図るとともに、市民の意見を様々な取り組みに活用することを通じて、文化芸術を身近に感じ、事業に積極的に関わる人材を育てます。
- 市民ニーズに合った文化芸術活動の環境を整備するために、地域への貢献や事業に関わることへのやりがいを創出するなどにより、文化芸術を支える担い手の育成や市民参加の仕組みづくりを行います。

《事業例》 市民スタッフ育成事業
芸術劇場「友の会」制度

(3) 市民の主体的な活動の促進

- 文化芸術を通じた地域の発展や施策の活性化に貢献する市民の活動に対し、顕彰などによる支援を行います。
- 市民が文化芸術活動をする上で、活動の目標や励みとなるような活動・発表の場などを設けることにより、市民の主体的な活動を促進します。

《事業例》 文化芸術表彰制度
東海秋まつり・文化祭

(4) 山車文化など地域の文化資源を生かしたまちづくり

- 地域の伝統的な文化資源を継承するための取り組みを充実させるとともに、地域の文化資源を生かし、新たなまちづくりにつなげていきます。
- 地域に受け継がれてきた文化財などの資源を保存・活用していきます。

《事業例》 創造の杜交流館との連携
伝統芸能の保存と継承事業

第5章 芸術劇場施設運営計画

芸術劇場の存在は、本市の文化創造の発展において重要なものとなっています。そのため、本プランの中でも重点的な施策として位置付けることとし、ここでは、芸術劇場が目指す方向性や取り組み、運営に対する考え方について示します。

1 基本方針

(1) 芸術劇場施設テーマと施設の理念

優れた文化芸術には大きな魅力があり、人に憧憬や畏敬の念さえ抱かせますが、それに触れたり、自ら創作したりすることは、人に喜びや生きがいといった前向きに生きる力を与えてくれます。それゆえに、文化芸術活動は一部の愛好家だけの特別なものではなく、全ての人にとって必要不可欠なことであると言えます。

芸術劇場は、だれもが鑑賞を含む多様な文化芸術活動を始めることができる環境をつくり、個々の活動が少しでも高い次元に到達できるような道筋を照らすことで、市民と地域の「未来をひらく文化創造拠点」としての役割を担い、市民一人ひとりが、優れた文化芸術にふれ、より多くの市民が、気軽にそれぞれの活動をはじめることができる場所であるべきだと考えます。

芸術劇場施設テーマ

未来をひらく文化創造拠点 ～文化がひとをつくり、ひとが文化を創る～

芸術劇場では、本市の文化創造拠点として、各種文化事業を通じて市民に感動や喜び、楽しみを提供してきましたが、前回のプランと同様に、これからの文化施設に求められる大きな役割として「ひとづくり」が重要であると考えています。

「ひとづくり」は、本市の財産である市民をさらに心豊かで個性的な人材へと導き、それが「まちづくり」へとつながり、まちに「にぎわい」を生み出します。そのような気運の中でこそ、より多くの人々が心を開き、文化芸術に関心を向けやすくなり、「生きがい」となるような新しい何かに出会う可能性が生まれます。これら「ひとづくり」の成果がより高い次元の「文化創造」へとつながると考えています。

このようなことから「ひとづくり」「にぎわいづくり」「生きがいづくり」という三つの柱を芸術劇場の理念として継承し、事業展開や運営などに取り組んでいきます。

施設の理念

ひとづくり

にぎわいづくり

生きがいづくり

(2) 施設の理念に基づく取り組み

① ひとづくり

- 市民の文化芸術活動（鑑賞・創造・発表・支援など）の拠点であると同時に、活動への関心を喚起する施設とします。
- 子どものころから優れた文化芸術に触れることのできる事業に取り組み、豊かな人格とより良く生きていく強い力を育みます。

② にぎわいづくり

- 文化芸術活動の拠点として、また太田川駅に隣接する施設として、周辺施設との連携やイベントの実施などを行うことにより、文化芸術の力でにぎわいづくりに貢献します。
- 世代、地域、趣味などを超えた市民の交流を生み、にぎわいを創出します。
- 市の特徴を活かした個性的で独創性ある事業に取り組み、市内のみならず外部に発信することで、市外からも人が集まる施設にします。
- 施設内事業だけでなく、施設周辺の歩道や広場をはじめ市内の活用可能な屋外スペース、また、市内の文化施設などと連携し、市内全域の文化芸術の活性化を図ります。
- 様々な形で市民、企業、大学及び他分野の行政機関などとの連携を図り、市全体で文化を創造する気運を生み出します。

③ 生きがいづくり

- 文化芸術との新しい出会いを生み出し、自身の世界を広げることができる施設にします。
- 市民が年齢問わずより高みを目指した様々なチャレンジ（スキルアップ）ができ、文化活動に継続的に取り組める施設にします。

(3) 取組方法（芸術劇場が提供する文化芸術への関わり）

市民が文化芸術活動に参加する方法はいくつかありますが、主なものとして「鑑賞」「創造」「発表」「支援」があります。それぞれの取組みが高度になればなるほど、参加する市民にとっては感動や喜び、楽しみが大きくなります。

そのため、市民が気軽に参加できるとともに、より大きな成果を得ることができるような事業を企画し、実現していきます。

① 鑑賞

- ・大きな感動を与えることができるような優れた文化芸術作品を市民に提供します。
- ・市民が文化芸術や芸術劇場を身近な存在として感じ、関心を持つことができるような取組みを発信していきます。
- ・鑑賞から生まれる感動が「創造」「発表」「支援」への欲求へとつながる道筋をつくります。
- ・鑑賞する市民同士、または、市民と施設との交流が生まれるようにします。

② 創造

- ・だれにでも文化芸術を創造する権利があります。市民の創造活動を尊重し、サポートに努め、市民が互いの創造活動に対して敬意を払うことを促します。
- ・創造への欲求はあらゆるきっかけで生まれます。市民に創造への欲求を喚起させる機会づくりに取り組みます。
- ・より優れた、より高度な創造活動にチャレンジできる環境をつくります。
- ・創造活動を行う市民や団体が交流できる事業に取り組みます。

③ 発表

- ・だれもが自己表現のために文化芸術活動の成果を発表する権利を持っています。それを尊重し、サポートに努め、市民が互いの発表に対して敬意を払うことを促します。
- ・より優れた、より高度な発表内容にチャレンジできる環境をつくります。
- ・文化芸術活動に取り組む市民や団体の交流の場になり得る発表の場を提供します。

④ 支援

- ・市民が気軽に、ボランティアなど支援活動という形で文化芸術に触れることができる仕組みづくりに取り組みます。
- ・文化芸術の支援活動に参加することが市民それぞれの文化芸術への意識を高め、自己啓発につながるようにします。

2 事業展開

(1) 基本的な考え方

各種事業を通じて、市全体に、個性的で高いレベルの文化芸術が根付き、継続的に発展するものでなければならないと考えます。

そのため、芸術劇場の責任者であり決定権を有する館長や芸術総監督の専門性によって、事業や運営の方向性を定めていく一方で、市民スタッフの参加機会や市民の声を広く聴く機会も設け、理念に掲げた「ひとづくり」「にぎわいづくり」「生きがいくくり」に合わせ、事業を展開します。

○年間の事業テーマを設け、音楽、美術など他ジャンルとのコラボレーションや連携、交流など立体的展開を生みやすい枠組みをつくります。

○芸術劇場が担うべき役割を果たすために、それをサポートするプロの文化芸術関連団体と「ひとづくりパートナーシップ協定」を提携し、鑑賞事業などを通じて、「ひとづくり」「にぎわいづくり」「生きがいくくり」に関わっていきます。

(2) 自主事業

芸術劇場の理念に掲げた「ひとづくり」「にぎわいづくり」「生きがいくくり」に合わせ、以下のように事業を展開します。

① 鑑賞事業

- ・大きな感動を得られる優れた作品を提供し、さらに鑑賞意欲が高まるようにします。また、多方面への関心に結び付けられるようにします。
- ・優れた文化芸術作品を多様な視点で紹介し、様々な趣味、様々な文化体験を有する市民が関心を持てるようにします。
- ・市民が気軽に鑑賞できるよう、オープンスペースでの公演を企画します。
- ・市民が鑑賞事業を通じて、文化芸術や作品に対して敬意や謙虚さを持つようマナーの奨励に努めます。

② 育成事業

- ・人材の育成は各事業に大きく関わることから、文化創造を支援するための専門的な知識や技能を有する人材の発掘、育成する仕組みをつくります。
- ・これからの文化創造の担い手となる子どもたちや若い世代を対象に、文化芸術活動による人づくりを積極的に行います。
- ・小・中学校などと連携し、子ども向けの公演を企画します。
- ・文化芸術団体や支援団体を組織し、文化創造の担い手を育てていきます。
- ・年齢に関わらず文化芸術活動に親しみ、それを自己啓発に結び付けることができるようサポートします。

③ にぎわいづくり事業

- ・人々の集いや憩いの場である太田川駅前イベント広場やその周辺を活用する事業を企画し、気軽に文化芸術に触れる機会を提供します。
- ・芸術劇場を中心とした情報発信やアウトリーチ事業などを通じて、まち全体において身近に文化芸術を享受できる環境をつくります。
- ・様々な事業を通じて、人と人との交流を生み出し、関わった人々が互いに感動や喜びを共有することで、まちのにぎわいへとつなげます。

④ 発信事業

- ・本市の特色を生かした企画などを市内外に発信することで、市の認知度とイメージの向上を図ります。
- ・メディアなどにも積極的に働きかけることで、本市の文化創造を全国に発信していきます。
- ・理念の一つである「にぎわいづくり」のため、芸術劇場を中心とした文化芸術振興を活用した情報発信を行い、本市の観光につながるよう発信していきます。

(3) 事業計画

10年間の事業計画

計画期間内に芸術劇場開館 10 周年を迎えるため、10 周年に向け特別な企画を立てるとともに、各事業のねらいや内容に合わせた企画を立て、さらなる施設と事業の認知度を高め、市民の活動や交流を増やしていきます。

		ひと	にぎわい	生きがい
鑑賞事業		◎	◎	◎
提携団体公演	提携団体による趣向をこらした内容の公演を行います。(年数回)	◎	◎	◎
クラシックコンサート	初めての人でも関心が持てる多様な切り口での公演プログラムを実施します。(不定期)	◎	◎	◎
ジャズ、ポップス、ロックコンサート	若い世代から高齢者まで幅広い対象に合わせた企画にします。単発公演とシリーズ公演とに分けて事業を展開していきます。(年数回)	◎	◎	◎
絵画、写真、映像などの鑑賞事業	ギャラリーをはじめ、芸術劇場の空間を活用した展示をします。年間テーマに沿ったもの、コンサートと連動させた企画展など、多様な切り口で企画を実施します。(年数回)	◎	◎	◎
その他 (ミュージカル、演劇など)	鑑賞事業も育成事業などと絡めて立体的に展開していきます。各種鑑賞事業に連動するような講座、教室などを企画します。(年数回)	○	○	○

		ひと	にぎわい	生きがい
育成事業		◎	○	○
おんがくさん はじめて コンサート	アーティストが市内保育園を訪ね、子どもたちと出会い、実演を通じてコミュニケーションを図ります。(年6回)	◎	○	○
出会いの教室	アーティストが市内小学4年生の教室を訪ね、子どもたちと出会い、実演を通じてコミュニケーションを図ります。(年40回程度)	◎	○	○
劇場招待 コンサート	市内全小学5年生、中学2年生をホールに招待し、オーケストラ公演の鑑賞を行います。 (各学年 年1回)	◎	○	○
よしもと流 楽しいコミュ ニケーション	よしもとの芸人が市内小学校や市民館・公民館で、コミュニケーションのコツやノウハウについて学ぶワークショップを行います。(年8回)	◎	◎	◎
市民スタッフ 育成事業	公募により募集した市民スタッフを組織し、事業の運営への参加を通じて実力を蓄え、将来的には自立した市民団体へと導きます。(随時)	◎	◎	◎
市民合唱団 育成事業	公募による合唱団(一般・児童)を組織します。実績、見識ある指導者を迎え、将来的には優れた合唱団へと導き、市の顔の一つになる芸術団体にしていきます。(随時)	◎	◎	◎
東海市子ども のオーケスト ラ育成事業	小学生から高校生までのメンバーを公募し、オーケストラを結成します。プロのオーケストラメンバー、指揮者の指導により優秀なオーケストラへと発展させます。(随時)	◎	◎	○
ダンスチーム 育成事業	公募によるダンスチームを組織します。実績、見識ある指導者を迎え、市の顔の一つになる芸術団体にしていきます。(随時)	◎	◎	◎
コミュニ ティ・ワークシ ョップ	文化芸術を通じたコミュニティの交流を図ることを目的に、アウトリーチ活動として、公共施設でワークショップなどを実施します。(年数回)	◎	◎	◎
その他	鑑賞者を育成するための講座、教室を企画します。	○	○	○

		ひと	にぎわい	生きがい
にぎわいづくり事業		○	◎	○
アマチュア・ コンテスト	市内、近隣で活動するバンドや歌手などのコンテストを行います。ゲスト審査員を迎え、プロによる実演も行います。(年数回)	◎	◎	◎
交流パフォー マンス	芸術劇場内「交流広場」を活用して、市民が発表・鑑賞の場とすることができる無料コンサートを実施します。(月数回)	○	○	○
交流 ギャラリー	芸術劇場内壁面を活用し、市民が発表・鑑賞の場とすることができる無料展覧会を実施します。(月数回)	○	○	○

嚶鳴サロン コンサート	嚶鳴広場のオープンスペースで、歴史と文化を融合させ、双方の興味・関心を高める相乗効果を狙いとするサロンコンサートを開催します。 (年数回)	○	◎	○
憩いの場 づくり	全ての来館者が一定の時間落ち着いて過ごしたり、歓談できたりするオープンスペースを整えます。	○	○	○
貸館事業	市民や文化芸術関連団体との接点となるよう、民間プロモーター、芸術系大学、プロの実演芸術団体等へ公演開催の誘致を積極的に行うとともに、施設の利用促進を図るための環境を整備します。	○	◎	○
芸術劇場 「友の会」 制度	芸術劇場「友の会」制度を継続します。機関紙やメールマガジンなどによる情報入手などが手軽にできるよう運営します。(随時)	○	○	○
アマチュア・ コンテスト	市内、近隣で活動するバンドや歌手などのコンテストを行います。ゲスト審査員を迎え、プロによる実演も行います。(年数回)	◎	◎	◎
交流パフォー マンス	芸術劇場内「交流広場」を活用して、市民が発表・鑑賞の場とすることができる無料コンサートを実施します。(月数回)	○	○	○

		ひと	にぎ わい	生き がい
発信事業		○	◎	○
公開番組誘致	テレビやラジオの公開番組を誘致します。 (年数回)	○	○	○
メディアを活用した情報発信	インターネット、SNS、機関紙、メディア（地元ケーブルテレビなど）と連携するなど内外に積極的に発信していきます。(随時)	○	○	○

		計画期間	1年目 (2024年)	2年目 (2025年)	3年目 (2026年)	4年目 (2027年)	5年目 (2028年)	6年目 (2029年)	7年目 (2030年)	8年目 (2031年)	9年目 (2032年)	10年目 (2033年)
		芸術劇場開館年数	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目
鑑賞事業	提携団体公演	各種年数回	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
	クラシックコンサート	不定期
	ジャズ、ポップス、ロックコンサート	年数回	10周年企画	15周年企画
	絵画、写真などの企画展	年数回
	その他（ミュージカル、演劇など）	年数回
育成事業	おんがくさんはじめてコンサート	年6回	取組みの発表	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	取組みの発表	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	取組みの発表
	小学生対象「出会いの教室」	年40回程度	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
	劇場招待コンサート	各学年年1回	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
	よしもと流楽しいコミュニケーション	年6回	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
	市民スタッフ育成事業	随時
	市民合唱団育成事業	随時
	東海市子どものオーケストラ育成事業	随時
	ダンスチーム育成事業	随時
	コミュニティ・ワークショップ	年数回	10周年	15周年
にぎわいづくり事業	アマチュア・コンテスト	年数回
	交流パフォーマンス	月数回	企画	企画
	交流ギャラリー	月数回
	嚶鳴サロンコンサート	年数回
	憩いの場づくり	-	改善・見直し	改善・見直し
	貸館事業	-
	友の会制度	随時
発信事業	公開番組誘致	年数回
	メディアを活用した情報発信	随時
周年事業	周年企画	5年に1回	10周年企画	企画	15周年企画	企画

準備・計画

実施

展開

..... 継続

●●●●● 重点事業

(4) 貸館事業

貸館事業は、市民や文化芸術関連団体と芸術劇場の接点となる事業であり、市民が文化芸術を鑑賞する機会の充実と文化芸術活動の支援につながることから、地域の文化芸術を支える重要な役割を担います。また、市民や文化芸術関連団体などが施設を利用することで、市内のみならず市外からも人が集まり、新たなにぎわいが創出されます。

そのため、民間プロモーター、芸術系大学、実演芸術団体等へ公演開催の誘致を積極的に行うとともに、施設の利用促進を図るための環境を整備します。

○利用者のニーズを把握する機会を設け、運営や備品・設備の充実を図ります。

○利用者の様々なニーズに合わせた市民による文化芸術活動の発表ができるよう、実現のための様々なサポートを行います。

(5) 広報

鑑賞者や利用者、支援者の拡大を図るための広報活動を展開します。太田川駅に隣接するアクセス条件の良さを生かして、芸術劇場を中心に様々な文化芸術に関する情報発信を行います。芸術劇場の文化芸術振興への取り組みや成果を発信していくことも求められます。また、芸術劇場に関する情報だけでなく、市内の文化施設や市民の文化芸術活動に関わる情報発信を行うことで、にぎわいあるまちのイメージづくりにもつなげていきます。

媒体	対象（特性）
インターネット ・SNS	・若い世代や市外など広範囲の対象に向けた情報発信 (他の文化施設等と連携し、施設情報から各種事業まで、情報のネットワークを構築しながら多様に展開します。)
街頭・交通広告、 掲示板	・太田川駅利用者、周辺施設利用者に向けた情報発信 (太田川駅に隣接している特徴を生かし、多くの人が情報に触れる機会とにぎわいづくりに寄与します。)
市の広報紙 ケーブルテレビ コミュニティFM	・市民及び周辺市町の住民に向けた情報発信 (行政サービス及び地域情報の一環として、施設における取り組みや事業展開について紹介し周知を図ります。)
機関紙 メールマガジン	・芸術劇場が発行する利用者向けの情報発信 (友の会の施設会員などに向けて、公演案内や活動の報告、チケット情報などを定期的に発行します。)

3 運営

(1) 基本的な考え方

芸術劇場の運営については、現時点ではこれまでと同様に「行政が施設の役割、将来のビジョンを明確に持っているのであれば、引き続き行政が事業や運営に直接携わることが望ましい」と考えます。

組織、管理運営及びプログラムの企画・推進は、専門性を備え、施設の責任者である館長や芸術総監督が中心になって行います。その上で、運営の様々な場面において、市民の意見を吸収しながら、行政と市民が連携・協働・共創することが重要であると考えます。

(2) 施設管理

① 休館日及び開館時間設定

休館日及び開館時間の設定については、日常的な管理やメンテナンスのために必要な時間と利用者の利便性のバランスが重要になります。芸術劇場は、太田川駅に直結した施設であり、市民の待ち合わせや交流の場として利用されることが想定されます。中心市街地のにぎわい創出に貢献するためにも、できるだけ長時間開館していることが期待されると考えられますが、公共施設としての安全で安定した運営に十分配慮する必要があります。

ア. 休館日

基本毎月第3月曜日及び年末年始を休館日としますが、主催事業の企画等により柔軟に対応するものとします。

イ. 開館時間設定

9時から22時を基本的な開館時間として設定し、事業の多様性や利用者ニーズに応え、利便性を高めるために時間外の対応時間についても検討します。時間外の対応については、公演に伴う開館時間前後の準備（搬入、会場設営など）、撤去（搬出、清掃など）を想定していますが、施設内の秩序や近隣住民へ迷惑が及ばないように配慮します。

② 利用手続

芸術劇場の多様な機能に対する利用者のニーズを踏まえ、市民や様々な団体が、多様な文化芸術活動の場として利用することができるような仕組みを設定します。あわせて、施設の利用に関する手順やルールを明確にし、分かりやすい手続の方法を検討します。具体的には、利用申込、利用時間区分の設定、申込方法、使用料の設定、優遇措置の有無等について検討します。

ア. 利用申込

利用申込について、諸室利用の特性が異なるため、下記のように三つに大別し、受付期間、利用時間区分等について検討します。

A) 大ホール、多目的ホール及び関連室

大ホール、多目的ホール、楽屋、リハーサル室など

B) 会議室などの諸室

会議室、練習室、創造室、ワークショップ室、ギャラリー、アートスペースなど

C) 無料で利用できるオープンスペース

エントランスプロムナード、交流広場など

イ. 利用時間区分

利用時間区分は公演や発表会の利用、準備や編成を組んだ練習が行われる大ホールなどでは午前・午後などの大きな区分で設定し、特定用途に少人数で利用される諸室などは短時間での区分とし、効率的に利用できるように検討します。

ウ. 申込方法

申込方法については、施設窓口、電話、インターネットなどにより行うものとします。なお、一つの申込区分に複数の希望があった場合は調整を行うこととし、公平性の高い調整方法について検討します。

エ. 施設使用料

大ホールや会議室などの各室において、利用目的と方法に合わせた適切な使用料設定をする必要があります。また、特殊施設部分については、近隣の類似施設の使用料を調査し、価格水準を検討します。

オ. 備品・設備使用料

会議室などに付属する備品の使用料や冷暖房費は貸出施設の使用料に含めるなど分かりやすい使用料体系を導入します。

ただし、設備などに特殊性のあるホールなどについては、舞台照明、舞台音響、舞台備品などの使用料を別途設けることとします。また、利用しやすいように、用途・利用形態に応じたセット価格を別途設けることとします。

③ 優遇措置

芸術劇場は、市民を中心に文化創造拠点として文化芸術に触れる機会を提供すること、文化創造によって豊かなまちづくりに寄与することを目的としており、目的に合致した利用を促進するためのルールや支援方法について検討します。

(3) 管理運営組織

① 運営主体

芸術劇場は、当面、市の直営施設として管理していきます。

芸術劇場は、市の文化創造拠点としてだけでなく、市の文化創造を通じたまちづくりの重要な拠点としても位置付けられることから、市の直属の機関として、積極的な事業展開を図り、事業や運営に市の施策を直接反映させ、他の行政機関との連携関係や市民との協働関係を構築していきます。

全国的な傾向としては、公の施設の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とした指定管理者制度によって、公共施設の管理運営に民間事業者やNPO法人*が参入する事例も多くなっています。将来的には、指定管理者制度を含め、施設の特徴を生かしたよりよい運営を行うための適切な運営主体について検討していきます。

② 組織のあり方

運営組織としては、まちづくりやひとづくりへの視点を持った事業展開を図る施設であることから、館長を中心に、企画力を備え実際に事業を進めるための知識や経験を持つスタッフ、貸館事業のための様々なアドバイスやコーディネートができるスタッフ、また、舞台などの設備機器を取り扱う専門的な技術を持つスタッフなどを配置する必要があります。

全ての業務において、市民スタッフと協働した運営を踏まえて、安定的かつ十分な組織を整えていきます。

③ 基本的な業務内容

ア. 館長（統括責任者）

施設の代表として、事業・運営・施設管理など全業務を総括します。

館長は、運営管理、経営等に知識や見識を持ち、事業に関する専門的能力を発揮し、自ら文化創造に直接関わっていくとともに、芸術監督と事務局長を統括し、他の施設や団体とも連携を図りながら芸術劇場の運営に取り組むものとしします。

また、事業の円滑な取り組みと組織の連携の強化を図るために、当面は館長と芸術監督を兼任するものとしします。

イ. 芸術監督

芸術面での総責任者として、芸術劇場に合わせた演目やスケジュールを決定し、公演についての責任を負い、館長と連携しながら、施設を特徴付ける芸術的な演出を行います。

用語の解説

NPO法人…「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人」という。

ウ. 事務局長

総務や施設管理など事務に関わる業務の総責任者として、事業・制作や技術とも連携しながら、芸術劇場の各事業の実施内容を十分に考慮し、適切な事務運営を行います。

エ. 総務担当

労務管理、契約、文書管理、資料管理、備品管理、委託業務対応、会計など庶務・管理に関わる業務を担当します。

オ. 施設管理担当

施設管理に関する様々な業務を担当します。

具体的には、建築・機械・電気設備等の日常運転・監視・保守点検などを行う施設・設備管理運営担当、施設の警戒や防護を行う警備担当、施設維持管理に関わる清掃を行う清掃担当のほか、施設駐車場に係る管理を行う駐車場管理担当などがあります。

カ. 事業・制作担当

事業・制作に関する様々な業務を担当します。

具体的には、自主事業の企画・制作から実施に至る業務、共催・提携・後援などの調整を行う企画制作担当、市民参加などの普及育成や活動の支援を行う普及育成担当などがあります。

また、貸館事業における利用手続、各事業との調整のほか、利用案内などを行う受付・窓口担当、施設及び主催事業の広報、出版、情報発信に関する業務を行う広報担当、施設利用促進のための営業や事業チケット販売のための営業、チケット管理などを行う販売・宣伝担当などがあります。

キ. 技術担当

舞台機構、照明、音響の各設備や大道具備品の日常管理やメンテナンスなどを行う舞台技術担当、施設利用者へのアドバイスや技術指導、舞台技術者などによる利用者支援や講座を行う普及育成担当などがあります。

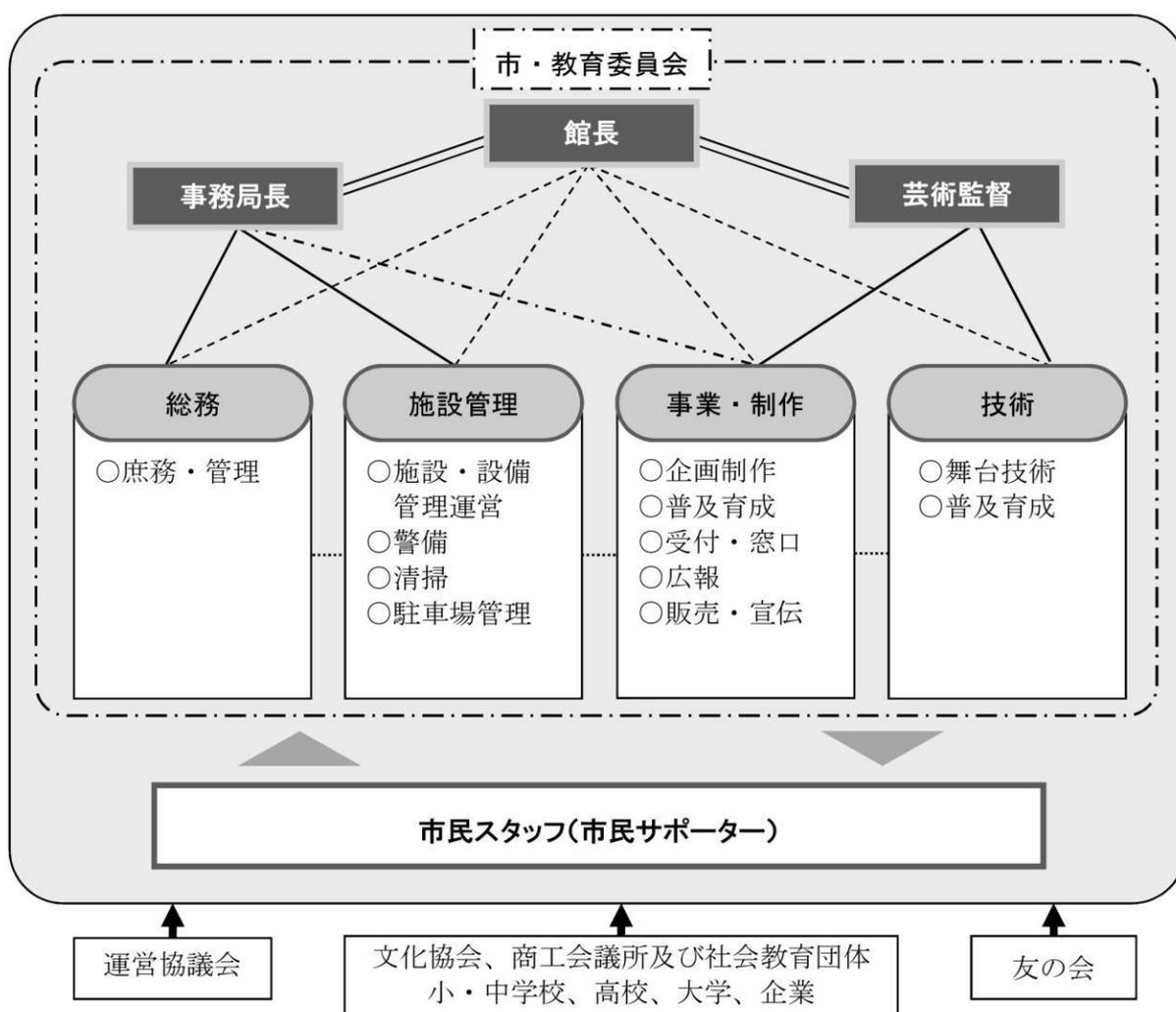
④ 運営組織のイメージ

芸術劇場の運営組織は、前述したように市の直営とし、館長、芸術監督及び事務局長を中心とした組織としますが、積極的に市民の参加を得ることとし、市民スタッフ（市民サポーター）を運営組織の一員として位置付けます。

また、運営にあたっては、教育機関などのほか、文化協会などの文化芸術関連団体、鑑賞事業に参加し継続的に取り組みを支援する施設会員組織「友の会」などと連携し、市民と一体感のある組織づくりを目指します。

また、芸術劇場の事業や運営についての内部評価に加え、外部評価として運営協議会による客観的な評価を行っていくことを検討します。

こうした考え方に基づく運営組織のイメージを以下に示します。



(4) 運営経費の考え方

公共施設の管理運営には、事業費のほか、施設の維持管理費など多額の費用が必要となります。芸術劇場では、市が運営主体となり、直営施設として管理運営を行います。市の一般会計でその管理運営に係る経費を負担することから、施設の理念や管理運営方針を明らかにし、市民の理解を得ながら運営を進める必要があります。

そのため、施設の理念に基づいて事業が行われ、人づくりやにぎわいづくりのための長期的な視点から、十分な成果が得られるよう財政計画を検討していきます。

また、財政への負担を勘案し、市の単独財源だけでなく、助成金や補助金など多様な財源を確保するよう努めます。

① 事業費

芸術劇場では、市民ニーズを踏まえるとともに、魅力的な鑑賞事業、創作・体験事業、地域に向けたアウトリーチ活動等、多様な事業を展開していくために必要な予算を確保します。

事業に係る費用については、公正、公平性の観点から、受益者がその費用を負担する考えがありますが、芸術劇場の理念に基づく取り組みに多くの市民が関わるためには、主催事業の入場料などを市民が参加しやすい金額に設定する必要があります。

特に、次代の人材育成のための教育プログラムや文化芸術による地域コミュニティの活性化を目的としたアウトリーチ活動などでは、子どもたちや子育て世代の負担能力などを勘案し、より多くの市民に参加機会を提供するため、適切な範囲で費用負担の軽減を図ります。

② 維持管理費

保守点検費、警備費、清掃費、光熱水費など建物や設備の維持管理に係る費用（ランニングコスト）については、休館日や開館時間の設定にも影響を受けることから、維持管理費の試算を用いて、運営における費用対効果を含めて検討することとします。

開館後の日常的な維持管理費については、随時モニターし、無駄なコストが生じないように努めます。

また、長期的な維持・修繕、改修などに対しては、施設や設備などの機能を維持するため、修繕計画を作成するなど維持管理に必要な経費の計画的な予算化を図ります。

(5) その他

① 多様な利用者への配慮

太田川駅に隣接している立地特性上、文化芸術活動に関わる人だけでなく、駅の利用者や周辺の商業施設への買い物の途中で立ち寄った人、学生、休憩や待ち合わせで訪れる人などが、様々な目的で芸術劇場を利用することになります。このような施設の特徴を踏まえ、施設の利用者がストレスなく行動できるよう、各種サービスなどを利用者ニーズに合わせて取り入れていくことが必要です。

また、きめ細かく、柔軟なサービスを提供するためには、市民スタッフの活躍が期待されます。

ア. バリアフリー※対応

ハード面では、すでにバリアフリーに対応した設計がされていますが、障害者や外国人も含め、だれもがより安心して快適に施設を利用することができるように、設備や人的なサポートを充実させます。

イ. アートライブラリー

文化芸術を中心とした書籍、CD、DVD、催し物のチラシ、その他必要な情報を閲覧・検索できるサービスを充実させます。また、インターネットの通信サービスの提供を行うなど、文化芸術に関する市民の情報入手、交流などの利便性を高めます。

ウ. 休憩スペース

ホール事業などでの途中休憩、交流のほか、駅に隣接する待ち合わせ場所として文化的な空間で快適に時間を過ごすことができるようにします。

エ. 託児サービス

未就学児童が入場できない公演などを行う際に、未就学児童を託児室で預かり、育児中の市民が安心して鑑賞などを楽しめるようにサポートします。

オ. 駐車場サービス

文化芸術活動を行う際には、大型楽器や機材などの搬入・搬出が必要な場合も想定されることから、こうした施設利用者の利便性を高めるため、施設駐車場を整備し、時間に応じた減免などの導入を実施しています。

用語の解説

バリアフリー…障害者や高齢者が社会生活に参加する上で、妨げとなる障壁（バリア）をなくして、利便性・安全性を向上すること。

② 環境への配慮

芸術劇場では屋上緑化や雨水利用、ソーラーパネルなどを整備し、環境と人に優しい施設であることを目指しています。施設設備だけでなく、以下のような取り組みを行うことで、市民の積極的かつ意識的な参加を促します。

ア. 公共交通機関の利用促進

市内においては、自家用車による移動が中心となっていますが、太田川駅に隣接しているという立地特性を生かし、芸術劇場への来訪について、コミュニティバス（らんらんバス）などの公共交通機関の利用を促進します。公共交通機関と連携を図り、市民の環境意識の啓発を進めます。

イ. 芸術劇場のクールスポット・ウォームスポット[※]としての利用

電力需要の高い季節に芸術劇場をはじめとする市内の公共施設の利用促進を図り、各家庭の節電につなげます。あわせて、公共施設利用促進のイベントやPRを兼ねた取り組みを文化創造拠点ネットワークで行うことで市民の節電への意識を高めていきます。

用語の解説

クールスポット・ウォームスポット…家庭や地域で楽しみながら節電を行う取り組みを呼び掛け、一人一台のエアコンの使用などをやめて、家庭や地域の涼しい場所や暖かい場所を皆で共有すること。

4 市民参加

(1) 基本的な考え方

芸術劇場では、文化芸術を通じたまちづくりに市民が積極的に参加することによって、市民の文化芸術に対する関心と感性を高め、地域の交流や人材育成につなげることを目指しています。市民参加の形としては、公演などに関心を持ち、鑑賞するという気軽に参加できるものから、運営側をサポートする市民スタッフ活動まで様々です。また、市民スタッフの多様な関わりによって、利用者側のニーズを把握し、きめ細かなサービスの提供につなげていきます。

(2) 参加のあり方

① 鑑賞による参加

多くの市民が事業を鑑賞することで、事業が成立し、継続した運営や展開が可能になることから、芸術劇場に足を運んで鑑賞することは、運営への参加の第一歩となります。また、にぎわいづくり事業に参加することで取り組みへの理解を深めることや「友の会」へ入会し、積極的に鑑賞事業に参加することも、継続的に施設の事業を支える上での重要な役割となります。さらに、芸術劇場における魅力的な事業展開や情報発信を通じて、文化芸術への関心や施設への愛着を持った市民を増やしていくことは、企画や運営への参加を促進することにもつながります。

② 企画や運営への参加

受付などのサポートや市民参加事業などの企画や運営に参加し、事業の推進に多様に関わっていくものです。

参加の形としては、個別の事業に対して、市民参加事業などへの公募や実行委員会に加入して事業を進める「企画への参加」と、広報の支援などについて職員と連携しながら関わる「運営への参加」があります。運営への参加の中では、広報などのような継続的な関わり方とレセプション^{*}のような個別の事業単位での関わり方があります。

より幅広い市民の参加を得るためには、文化芸術の振興やボランティア活動に興味・関心のある人々が、それぞれの得意分野やライフスタイルに合った形で参加できる仕組みがあることが望ましいと考えられます。

(3) 市民スタッフの育成

芸術劇場を市民に愛される施設として運営していくためには、市民の積極的な参加が不可欠なことから、芸術劇場では、公募により市民スタッフを組織しています。

現在、市民スタッフの活動としては、自主事業公演でのレセプションист*としての参加が主なものとなっていますが、それ以外にも、レセプションистとして携わった公演の様子を記した「市民スタッフ日記」の作成や公演出演者のためのウェルカムボードの飾りつけなどの活動を行うほか、令和7年(2025年)の劇場開館10周年に向けた装飾を始めとした企画を行うなど様々な活動に参加することにより事業運営をサポートしています。

市民スタッフが活躍することは、参加している市民にとっての誇りや生きがいや創出するとともに、市民による運営への参加が認識されることで、市民全体にとっても、施設を身近なものとして感じるができるという効果も期待できます。

芸術劇場では、目指す理念の実現を担う一員として、参加する市民スタッフの啓発を図りながら、一般の利用者が安心して施設を利用し、質の高いホスピタリティ*が受けられるよう、高い意識と実力を持った人材として市民スタッフを育成することが必要です。

そのため、一定期間運営をサポートし、最終的には、自立した実力を持った組織となり、芸術劇場の顔(特徴)の一つになることを目標としています。

より多くの市民が芸術劇場の事業や運営に参加し、交流や理解へのきっかけづくりができるよう、継続的に市民スタッフに加わるのが難しい市民でも、気軽に参加できる仕組みや機会を設けることで、市民の関心を高め、市民スタッフへの参加につながるきっかけづくりとしていきます。

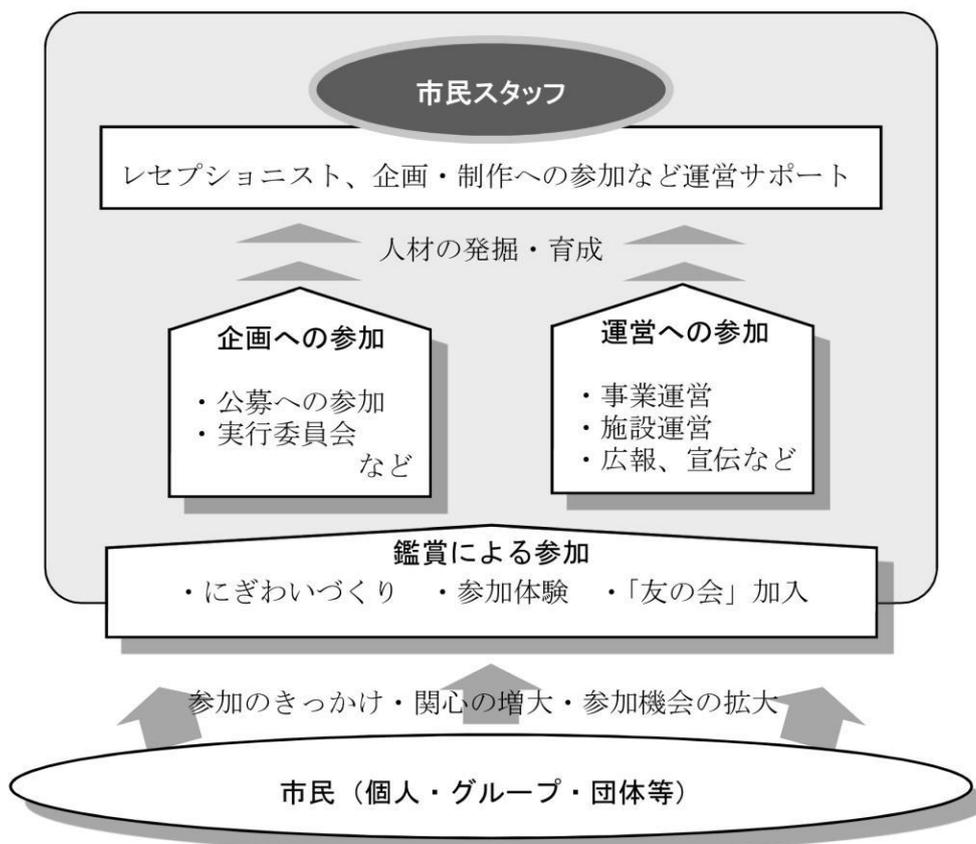
さらに今後は、市民スタッフそれぞれが意識を高く持ち、活動をより高度なものへと昇華させ、ほかの劇場などにはない東海市芸術劇場独自の組織として活躍していくことを目指し活動していきます。

用語の解説

レセプションист…ホテルや会社、劇場等の受付係。ここでは、会場誘導などの案内役や公演等のチケットの半券を切る「チケットもぎり」、コートや携帯品を預かるクロークなどの施設における受付業務を指す。

ホスピタリティ…心のこもった丁寧なおもてなしやおもてなしの心。

(4) 市民スタッフのイメージ



(5) 参加啓発

より多くの市民が芸術劇場の事業や運営に参加し、交流や理解へのきっかけづくりができるような取組みを行っていきます。継続的に市民スタッフに加わることが難しい市民でも、一日ボランティアの募集や好きな時に参加できる市民サポーター登録制度など、気軽に参加できる仕組みや機会を設けることで、市民の関心を広め、市民スタッフへとつながるきっかけづくりとしていきます。

第6章 施設間の連携と各施設の方向性

文化芸術の振興において、大きな役割を果たす市内の文化施設について、その方向性を明確にし、施設間の連携を検討していきます。

1 文化創造拠点ネットワーク

(1) 基本的な考え方

芸術劇場を中心とした文化創造の場や機会の充実を進め、市内の文化施設などと相互に関連付けた事業を展開していく関連性を「文化創造拠点ネットワーク」と呼び、このネットワークを通じて、本市全体における文化振興を図り、芸術劇場の持つ企画力を生かして、市内の文化施設などとの相乗効果が得られるような連携・協働を進めます。

(2) 既存施設の活性化

芸術劇場開館後も市の中心的な文化活動拠点としての役割を担ってきた文化センターが閉館したことにより、芸術劇場を始めとする既存施設の役割はますます重要になります。市民の文化活動をさらに発展させるため、その役割について見直しが必要となってきます。

また、市内の文化施設などの存在意義が高まるよう、その特性をより明確にし、芸術劇場との連携や地域との協働などを通じて、各施設の利用率の向上や利用者の利便性など効果的な活用を図ります。

(3) 文化創造拠点ネットワークによる情報発信力の強化

文化創造拠点ネットワークを活用し、発信力の強化や事業間の相乗効果を図るために、積極的に情報交換を行います。

芸術劇場は、市の文化創造の情報発信拠点として、市民の文化芸術への関心を高めるため、芸術劇場及び市内の文化施設などにおける催しをはじめ、市内で行われる文化芸術活動やイベントなどの情報を、インターネットやSNSも活用し総合的に発信します。

市内の文化施設などは、文化創造拠点ネットワークを構成する施設として、芸術劇場の情報発信を補完しながら、芸術劇場及び市内の文化施設などにおける催しについて、掲示板やチラシなどで情報発信を行います。また、芸術劇場の企画に連動した事業などの開催を相互に連携・協働しながら推進します。

2 施設ごとの考え方

(1) 上野公民館

上野公民館は、様々な生涯学習活動の場として利用されています。今後も生涯学習活動や生きがいくりの場として重要な施設であり、指定管理者による多様なニーズに対応した様々な講座を実施することで、活動の場の創出・充実を図ります。

それにより、市民の生涯学習活動に対する意欲が高まり、主体的な活動がさらに活性化すると考えます。

連携・協働例

- 市内文化施設と連携した講座の開催
- 市内文化施設の企画と連動した各種展示、セミナーなどの開催

(2) 地区公民館・市民館・コミュニティセンター

市内には、市民の自主的な文化芸術活動に活用されている施設として、上野公民館のほか、市民の身近な地域に整備された地区公民館・市民館・コミュニティセンターがあり、地域に密着した活動の場として利用され、今後ますます地域の拠点として大きな役割を担うことが期待されます。

連携・協働例

- 市内文化施設の企画と連動した図書や資料の出版
(図書館から芸術劇場、地区公民館・市民館・コミュニティセンターなどへ巡回)
- 市内文化施設の企画と連動した各種展示、セミナーなどの開催

(3) 中央図書館・横須賀図書館

図書館は、文化芸術に関する様々な資料を所蔵しており、市民が身近に文化芸術に触れるとともに、文化芸術に関する情報や知識を得ることができる場としての役割を担っています。

連携・協働例

- 市内文化施設の企画と連動した関連資料の展示
- 市内文化施設での閲覧サービス

(4) 平洲記念館・郷土資料館

平洲記念館・郷土資料館は、郷土の偉人で江戸時代の教育者細井平洲の記念館と本市の考古資料や歴史資料を展示する郷土資料館を併設し、市民に郷土への誇りを醸成する施設として位置付けられます。芸術劇場には、この施設と関連した視覚効果を多用した先進的な展示スペースを持つ「嚶鳴広場」を設けており、細井平洲に関する見聞について来訪者に働きかけることにより、平洲記念館への関心や学習の連鎖が広がると考えます。芸術劇場と相互に連携しながら、本市の郷土文化についての情報発信を強化していくことが必要になります。

また、芸術劇場では嚶鳴広場を歴史全般への関心を喚起する場として機能させるため、広い学習スペース、歴史関連書籍などを確保します。これにより、歴史愛好家を中心とした交流の場となり、その輪が広がり、平洲記念館・郷土資料館はもとより、市内の歴史施設などにも関心が集まると考えます。

連携・協働例

- 芸術劇場（嚶鳴広場）と連携した案内や展示などのサービスの充実
- 市内文化施設における平洲記念館・郷土資料館所蔵の歴史資料などの出展
(平洲記念館・郷土資料館の紹介)

(5) 創造の杜交流館

創造の杜交流館は、「横須賀文化の発信拠点」、「映像（映画）を中心とした創造活動の場」、「多世代交流の場」をコンセプトに、地域の歴史文化を学び、体感するとともに、「映像」を活用することにより、生涯学習活動や創造活動の発展と人々の交流を促進することを目的としており、学びや交流の場として、人々の日常を豊かさに寄与する施設です。芸術劇場とは異なる視点で人づくり・まちづくりに貢献する、今後非常に重要な施設になると考えます。芸術劇場と相互に連携しながら、本市の文化芸術振興の推進及びまちづくりの一つとして貢献していきます。

連携・協働例

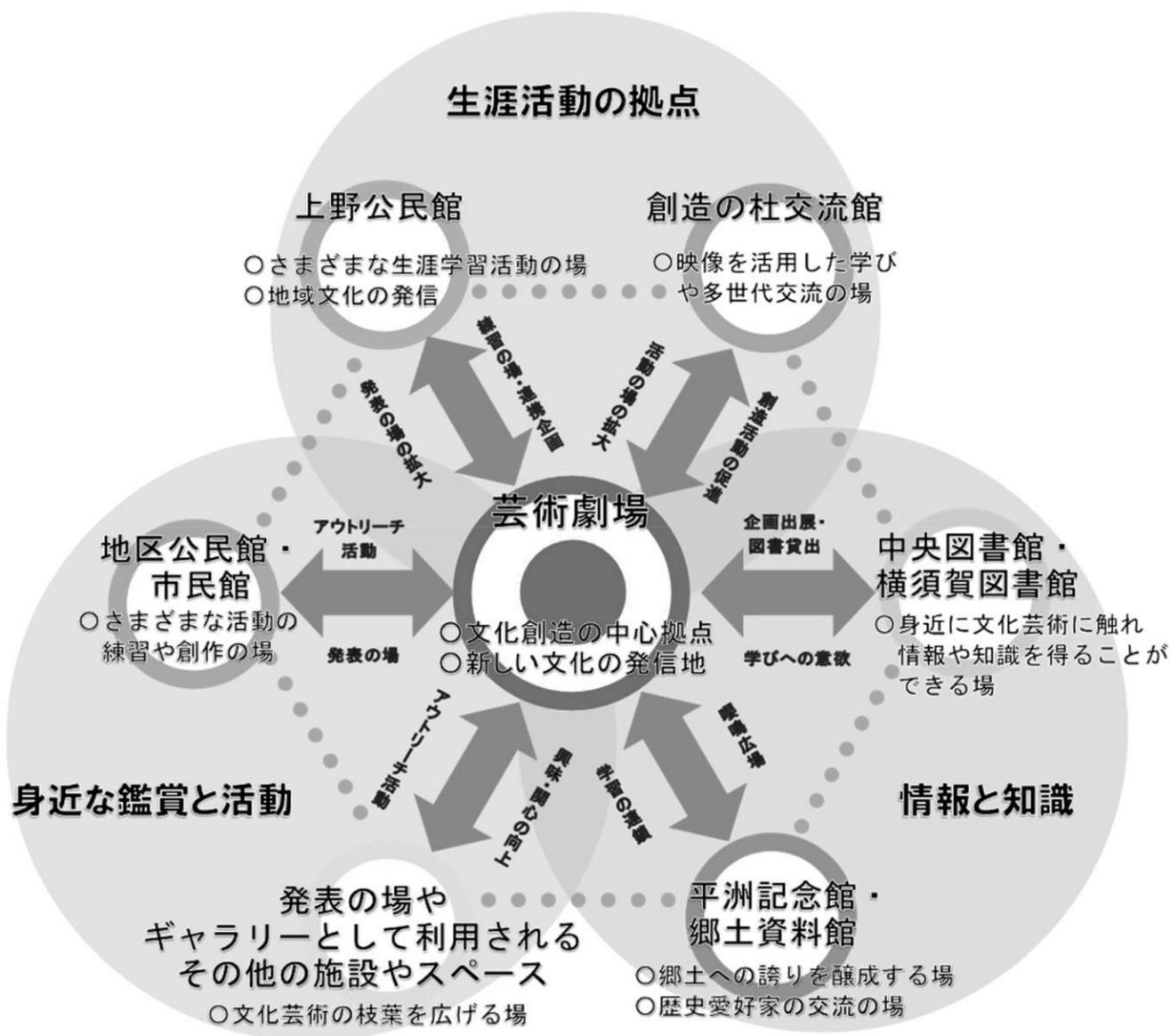
- 芸術劇場と連携した展示などの催事による質の高い鑑賞機会の提供
- 公演情報の相互発信等によるサービスの充実

(6) 発表の場やギャラリーとして利用されるその他の施設やスペース

上記の他にも、市民の文化芸術活動の場や発表の場として、市内の公共施設に多目的ホールやギャラリースペース、屋外ステージやオープンスペースなどがあります。

このようなスペースは、文化芸術にあまり関心がない人でも訪れる可能性が高い場であることから、アウトリーチ活動の場として、文化芸術の枝葉を広げる機能を担っていくことができます。

3 文化創造拠点ネットワーク概念図



第7章 プランの推進

市民、団体などの各主体がそれぞれの役割についての認識を持つことで、協働によるプランの推進を図ります。

1 各主体の役割

プランの推進に向けては、市民、団体、大学などの教育機関、企業・事業者、市などが分野を問わず連携・協働し、それぞれが主体的に本市における文化創造に取り組むことで、文化芸術をさらに身近なものとしていくとともに、文化芸術の持つ力や価値を生かしたまちづくり、ひとづくりを進めていきます。そのためには、各主体に以下のような役割が求められます。

(1) 市民 ～文化芸術を楽しみ、積極的に活動に参加する～

市民は、鑑賞や創作活動だけでなく、文化芸術の持つ力に共感し、文化施設への運営に参加するなど、文化芸術の振興を支える多様な役割を担うことができます。

文化芸術活動への関心や感性を高め、文化芸術の持つ魅力を楽しみ、文化芸術の様々な活動に積極的に取り組む主要な「文化創造の担い手」となります。

積極的な活動をしている市民は、市の事業への協力や団体の指導など、市民全体の活動の活性化において重要な役割を担います。

(2) 文化芸術関連団体

～市民の創造活動の基盤となり、次代の人材育成を担う～

市内で活動している文化芸術関連団体は、市民の創造活動の基盤として市民が活動をはじめのきっかけや活動の継続に貢献します。活発に活動している団体があることは、その地域の文化芸術に対するイメージの向上につながります。

特に、次代の人材育成を進めるためには、文化協会などの文化芸術関連団体や市民大学「平成嚶鳴館」などの生涯学習を支援する団体の役割が重要になります。これらの団体は、子どもたちの参加体験機会の充実や若者を引きつける魅力ある企画などを行い、だれにでも開かれた、幅広い年代の市民が参加しやすい活動として、文化芸術活動をさらに盛んにする役割を担うことが期待されます。

(3) 大学などの教育機関

～知的資源や体験の場を提供し、市民の学習意欲や感性を高める～

大学は、文化芸術を含め専門的な技術や知識を保有しており、それらを活かした連携や協力を行い、保有する人材やノウハウを提供することで、部活動の地域移行を含めた本市の文化芸術振興をより高いレベルで推進していく役割が期待されます。また、市内には大学が2校あり、今後さらに若い世代の増加が見込まれることから、新たな文化創造の可能性の広がりが期待されます。

大学においては、大学図書館の開放や一般向けの公開講座・セミナーなど、施設や知的資源を提供することで、市民の関心や学習意欲を高め、文化芸術活動を増進させることが期待できます。さらに、大学などと協定を結び産学官の連携を図ることで、地域の文化創造や市民の文化芸術活動のレベルアップの貢献も期待できます。

また、大学以外の教育機関も子どもたちの豊かな感性を育む場として重要な役割を担っていることから、文化芸術に関する学習や体験を通じた人間形成に地域と協働で取り組みます。

(4) 企業・事業者 ～事業を支援し、まちなかで文化芸術を演出する～

企業は、文化芸術の振興に関わる事業への協賛など、資金面での支援のほか、メセナ活動の展開が期待されます。多くの人が集まる施設を持つ企業では、オープンスペースでのミニライブや壁面をギャラリーとして活用するなど、企業の視点から幅広い活動を行います。

また、商店街などが実施する地域のイベントに大道芸を取り入れるなど、より日常的な場面に文化芸術が取り入れられることが期待されます。まちなかや個々の店舗の装飾などにおいて、文化芸術を感じさせる演出を取り入れることが、まち全体のイメージづくりに貢献します。

まちづくりに関 連する企業は、文化芸術活動に直接関わるだけでなく、市民がより文化芸術を楽しむための基盤整備など、機能面を支える役割を担います。

(5) 市 ～市民の活動を支え、各主体と連携し「文化のまち」を創造する～

市は、文化芸術活動の環境整備や人材育成など様々な文化施策を進めます。

多様で魅力的な鑑賞機会や体験の場を市民に提供し、次代の文化芸術を担う若い世代の育成や市内で活動するアーティスト、文化芸術関連団体や生涯学習支援組織の支援などの様々な文化施策を庁内各課や各施設と分野を問わず連携を図りながら推進していきます。

そして、このような市が取り組む文化施策と市民をはじめとする各主体の積極的な文化芸術活動を重ね合わせ、市内外へ情報を発信することで「文化のまち」を創造していきます。

2 評価と進行管理

文化芸術の振興においては、短期的な成果を追求するだけでなく、ひとづくりやまちづくりなど長期的な視点から取り組みに対する評価が必要となります。ここでは、評価や進行管理の方針について検討します。

(1) 各事業の評価

個別の事業については、事業の特性や目的により、入場者数などの数値的な評価だけでは読み取ることができない部分があります。参加者の創造性が豊かになるもの、参加者は少人数だが満足度の高いもの、まちのイメージが向上するものなど、質の面からも事業評価ができるように事業の目的を明らかにした上で、市民の声を取り入れながら多角的に事業を把握できるように取り組みます。

以上のような視点で年度ごとに評価を行い、次年度においてフィードバック^{*}をし、内容の改善を図ります。

(2) プランの進行管理

本プランと行政運営が連動しながら本市の文化振興の推進を図るため、関係各課による横断的な庁内組織を設置し、進行管理を行います。

本プラン上の施策の進行管理のため、推進に関わる各施策に関連する事業について自己評価を行うとともに、外部評価による調査・点検により、進捗状況を確認していきます。

また、計画期間の中間年にあたる令和 10 年度（2028 年度）には、市民アンケートなどを評価指標として、プラン全体の取組状況について評価・確認し、社会情勢や文化芸術を取り巻く環境なども考慮しながらプラン全体の見直しを行います。

用語の解説

フィードバック…ある結果の事実や情報を元の実行段階に反映させて調整すること。

—資料編—

資料編

1 策定委員会・庁内検討部会委員名簿及び開催概要

(1) 東海市文化創造プランⅡ策定委員会委員名簿

区分	所属職名等	氏名	備考
学識経験を有する者 (5人)	名古屋芸術大学学長	竹本 義明	委員長
	愛知県立芸術大学准教授	橋本 岳人	
	日本福祉大学教授	吉村 輝彦	
	東海市文化協会会長	森合 久春	副委員長
	東海市文化協会からの推薦者	田中 勝志郎	
市職員 (3人)	環境経済部長	小笠原 尚一	
	教育部長	小島 久和	
	芸術劇場館長兼芸術総監督	安江 正也	

(2) 東海市文化創造プランⅡ策定委員会庁内検討部会委員名簿

所属	職名	氏名	備考
教育委員会	次長	鈴木 俊毅	部会長
環境経済部	商工労政課長	池田 富士子	
教育委員会	社会教育課長	永井 申明	
〃	文化芸術課長	阿部 吉晋	副部会長
〃	中央図書館長	内山 香織	
〃	新創造交流施設建設室長	栞原 知里	
〃	芸術劇場館長兼芸術総監督	安江 正也	

(3) 東海市文化創造プランⅡ策定委員会 開催概要

	開催日程	内容等
第1回 合同会議	令和5年7月5日	○辞令交付及び委員紹介 ○策定趣旨と再整理及び見直しポイントについて ○策定スケジュールについて
第2回	令和5年10月26日	○新プラン素案について
第3回	令和5年12月4日	○プラン最終案のとりまとめ

(4) 東海市文化創造プランⅡ策定委員会庁内検討部会 開催概要

	開催日程	内容等
第1回 合同会議	令和5年7月5日	○辞令交付及び委員紹介 ○策定趣旨と再整理及び見直しポイントについて ○策定スケジュールについて
第2回	令和5年8月3日	○現状と課題の整理 ○プランの構成・新プランの骨子について
第3回	令和5年9月26日	○現状と課題の整理 ○プランの構成・新プランの骨子について
第4回	令和5年11月28日	○新プラン素案について
第5回	令和5年12月22日 (書面開催)	○プラン最終案の確認 ○今後の予定について

(5) 東海市文化創造プランⅡ策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 東海市の文化施策を総合的に推進するための指針となる東海市文化創造プランⅡ(以下「プラン」という。)を策定するにあたり、広く学識経験者等の意見を聴取するため、東海市文化創造プランⅡ策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プランの策定に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (2) その他プランの策定及び推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者又は市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、原則非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(関係者等の出席)

第8条 委員会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庁内検討部会)

第9条 委員会に所掌事務に関する具体的な調査検討をさせるため、市職員で構成する庁内検討部会(以下「部会」という。)を置くものとする。

2 部会は、市長が任命した7名以内の委員をもって組織する。

3 前5条の規定は、部会に準用する。

4 部会において調査検討した事項は、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会及び部会の事務局は、教育委員会文化芸術課とする。

2 事務局は、委員会及び部会の進行状況を把握し、記録及び資料収集に当たる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱の効力は、施行日から委員会が設置の目的を完了した日までとする。

2 関係法令等

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）（平成13年12月7日公布）

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとつて極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 文化芸術推進基本計画等

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第3章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第29条の2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第36条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第37条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第2条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成30年6月8日法律第42号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月7日法律第26号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）（平成24年6月27日公布）

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらす、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆(きずな)を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二

号) 第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。)をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第3条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- (2) 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- (3) 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- (4) 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- (5) 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- (6) 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- (7) 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第4条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業(前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。)を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第5条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家(以下「実演芸術団体等」という。)は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第6条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第7条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第8条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第9条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第10条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
 - (2) 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

（国際的な交流の促進）

第11条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における実演芸術の振興）

第12条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の養成及び確保等）

第13条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の関心と理解の増進）

第14条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得よう努めるものとする。

（学校教育との連携）

第15条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針）

第16条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 29 年 6 月 23 日法律第 73 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

東海市文化創造プランⅡ

令和6年(2024年)3月

発行 東海市

編集 東海市教育委員会 文化芸術課

〒477-0031 愛知県東海市大田町下浜田1016番地（東海市芸術劇場内）

TEL 0562-38-7030 E-mail : arts@city.tokai.lg.jp

<https://www.tokai-arts.jp/>

